

<対策のポイント>

地域計画の見直し・実現を後押しするため、地域で一体となった農地の集約化、農地の大区画化等の基盤整備、担い手の誘致、人材育成、農地を引き受ける担い手の機械・施設導入等を総合的に実施します。

<事業の全体像>

地域計画による
地域農業の将来像の明確化

地域計画の継続的な見直し

地域の話合いを踏まえ、市町村が策定する地域計画において、
①地域農業の将来ビジョン
②10年後の農地利用の姿を明確化

(将来ビジョンの例)

- ・地域ぐるみでの農地集約化
- ・担い手の規模拡大
- ・集落営農法人の立ち上げ
- ・地域外の担い手誘致
- ・新規就農者の育成・定着
- ・基盤整備の実施
- ・集約した農地の畦畔除去等による大区画化
- ・荒廃農地の解消と有効利用
- ・共同利用施設の整備等による産地化の推進



地域ぐるみでの農地集約化の取組支援

- 農地集約化促進事業
地域で一体となった生産性向上等に向けた農地の集約化の取組を支援



【関連対策】 大区画化等の基盤整備

- 農地中間管理機構関連農地整備事業
農地中間管理機構が借り受けている農地の基盤整備について、一定の条件の下で農家負担なしで実施
- 農地耕作条件改善事業
農地中間管理機構による担い手の農地の集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援
- 大区画化等加速化支援事業
法人等の農業者が自ら施工することによる農地の大区画化等を支援
- 最適土地利用総合対策のうち
荒廃農地再生支援事業
再生利用が可能な荒廃農地の解消（刈払・伐根、整地、支障物除去、簡易な基盤整備）を支援



産地づくりのための共同利用施設の整備等

- 強い農業づくり総合支援交付金
産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援
- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援

農地の受け皿となる経営体への支援

- 農地利用効率化等支援事業
- 地域農業構造転換支援対策のうち
地域農業構造転換支援事業
地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な機械の導入等を支援
- 集落営農経営転換加速化事業
集落営農の法人化や連携・合併による持続可能な経営への転換に向けた人材の確保や新たな作物の導入等の取組を支援
- 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業
- 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業
就農後における経営発展のための機械導入等を支援
- 雇用就農総合対策のうち
経営拡大・独立就農者成事業 及び 雇用体制強化事業
新たに雇用した新規就農者に対するOJT研修や経営体における働きやすい環境づくりに向けた取組を支援



新たな担い手確保への支援

- 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち
農業経営・就農サポート推進事業及び農業参入促進対策
都道府県等が行う地域外の担い手の誘致を支援
- 新規就農者育成総合対策（農業教育研修環境整備事業）のうち
農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
- 地域農業構造転換支援対策のうち
スマート農業研修教育環境整備事業
新規就農者を誘致するための体制づくりや研修農場の整備等を支援

地域計画に基づく農地の集約化

令和9年度予算概算要求額 29,148百万円（前年度 17,450百万円）

<対策のポイント>

地域計画に基づく農地の集約化の実現に向けて、意欲ある市町村を中心に、市町村が指定する協力団体（農協、土地改良区、農地中間管理機構（農地バンク）、民間事業者等）等による現場活動を支援します。また、農地の中間管理等の機能発揮に向けた農地バンクの取組や、農地バンクを活用して集約化に取り組む地域を支援するほか、農業委員会による農地利用の最適化に向けた活動を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>

【現場活動の体制強化】

都道府県・市町村

地域連携型農地集約化サポート事業

地域計画に基づく農地の集約化の実現に向けて、協力団体と連携して取り組む担い手の意向調査、利用調整等の現場活動を支援。併せて、市町村段階の現場活動をサポートする都道府県の取組を支援

農業委員会等

機構集積支援事業

農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に運営するために要する経費を支援

農地利用最適化推進事業

農地利用最適化推進委員等による農地利用の最適化活動を支援

不在村農地所有者に対するアプローチ推進事業

不在村農地所有者に対する情報発信や農地相談会の開催等に要する経費を支援

- 農業委員会交付金、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金、農地調整費交付金

【農地バンクの機能発揮】

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業

農地バンク事業に係る事業運営・中間管理等に要する経費、農地バンク等が行う遊休農地解消のための簡易な整備等を支援

農地集約化促進事業

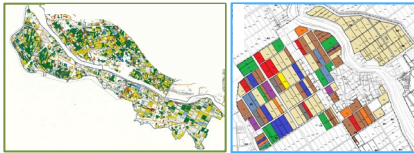
農地バンクを通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域や受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手の誘致に取り組む地域を支援

関連対策

- 農業競争力強化基盤整備事業<公共>
- 農地耕作条件改善事業
- 農地利用効率化等支援事業
- 持続的生産強化対策事業
〔うち、果樹の生産増大への転換、茶・薬用作物等支援対策〕

地域計画策定

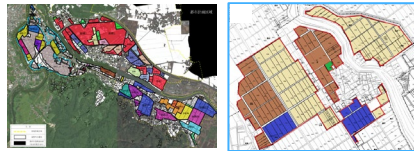
地域農業の将来像や目標地図を明確化。将来の受け手が不在等の課題も判明



地域計画の
継続的な見直し

地域計画実現

農地バンクを通じた地域が一体となった生産性向上等に向けた農地の集約化の実現



地域計画の実現

意欲ある市町村を中心に、農業委員会だけでなく、**市町村が指定する協力団体**（農協、土地改良区、農地バンク、民間事業者等）が連携し、**地域計画の継続的な見直しと農地の集約化の実現に向けて現場活動**（農地所有者等の意向把握、農地の利用調整等）を強化する取組を支援します。また、都道府県による市町村段階の現場活動をサポートする取組を支援します。

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

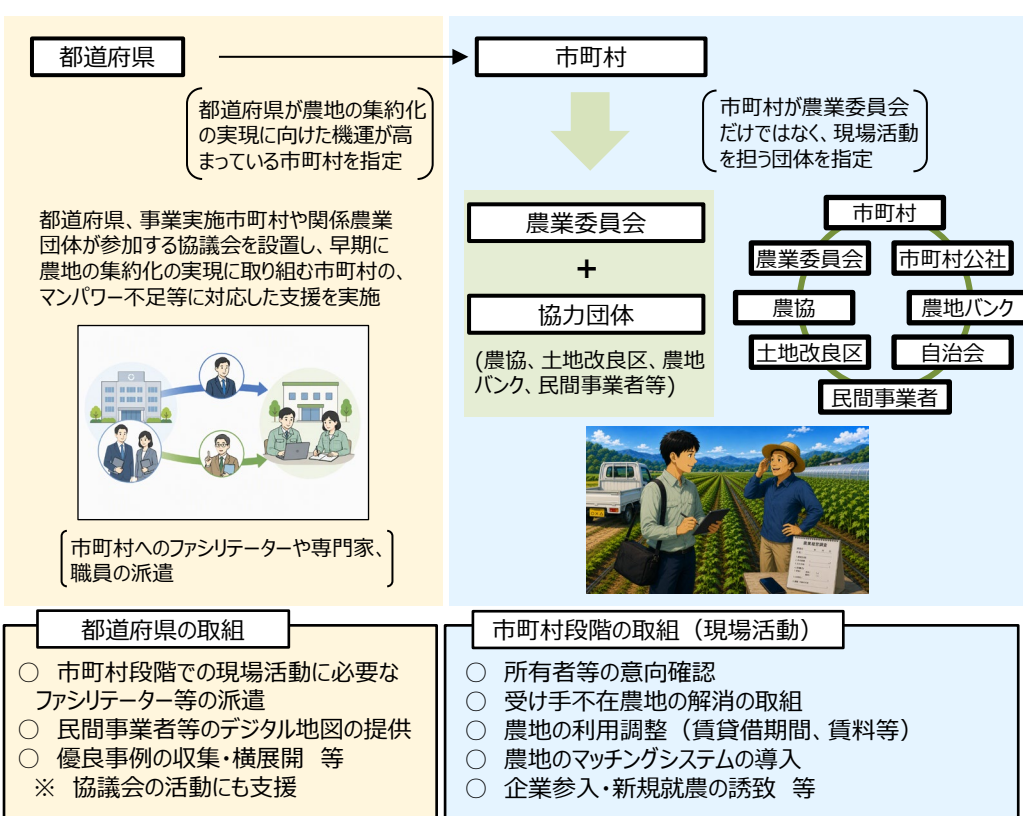
＜事業の内容＞

4,070百万円（前年度－）

地域計画の継続的な見直しと農地の集約化の実現に向けて現場活動に取り組む市町村段階での課題等の解決のため、司法書士やファシリテーター等の派遣、民間事業者が作成するデジタル地図の提供、マンパワー不足の市町村へのサポート等に要する経費を支援します。

市町村が農協、土地改良区、農地バンク、民間事業者等（協力団体）を指定した上で、**市町村が中心となって農業委員会や協力団体と連携して行う、現場活動**（農地所有者・農業者の意向確認、農地の利用調整、企業参入・新規就農の誘致等）**に要する経費を支援**します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



地域計画に基づく農地の集約化のうち
農地中間管理機構の機能発揮

令和9年度予算概算要求額 13,171百万円（前年度 4,644百万円）
関連事業：地域連携型農地集約化サポート事業 4,070百万円（前年度 -）

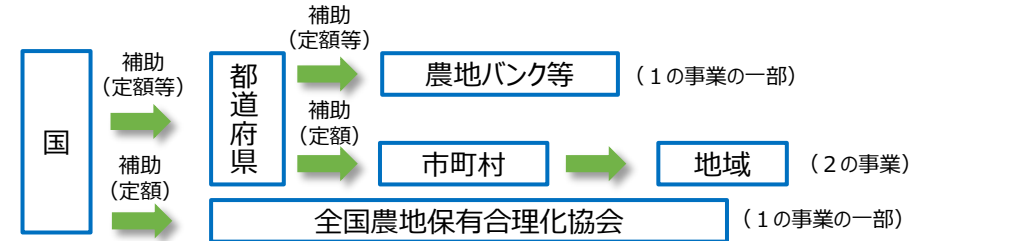
- <対策のポイント>
市町村等による現場活動を行う体制を強化するとともに、当該現場活動と連携し、地域計画の早期実現に向けた、農地バンクを活用した農地の集約化等の取組を支援します。また、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致するための取組を支援します。
- <政策目標>
担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

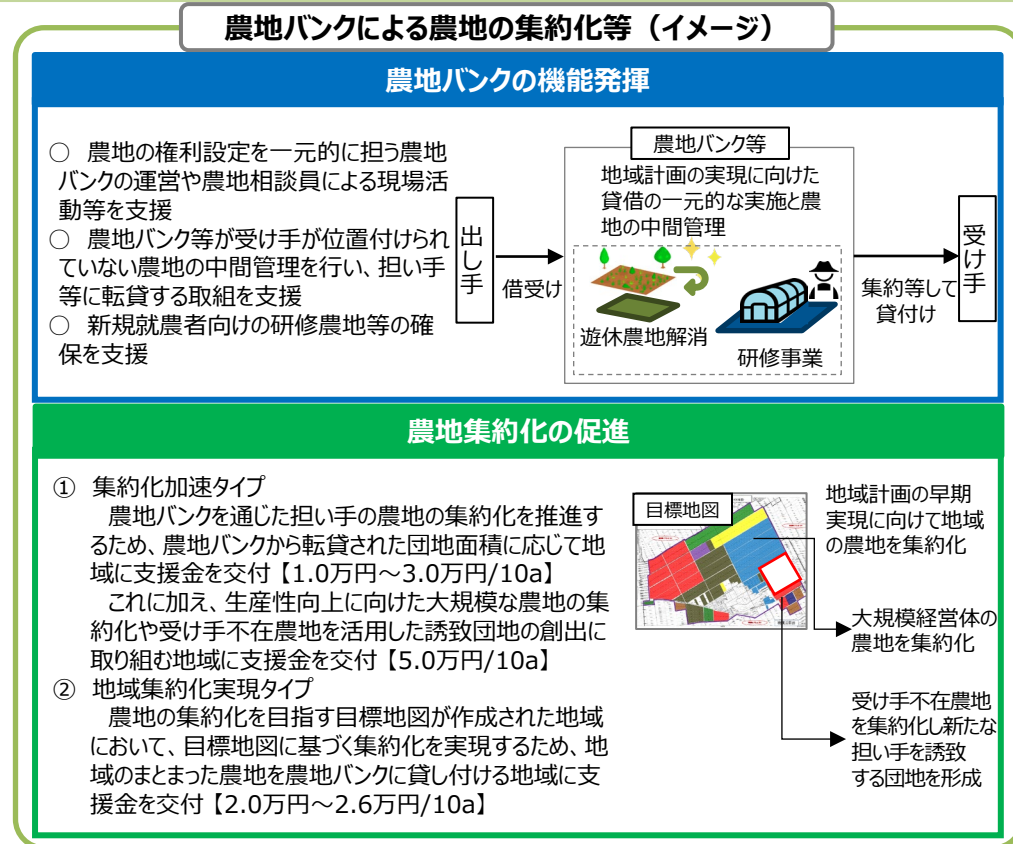
1. 農地中間管理機構事業 9,171百万円（前年度4,644百万円）
市町村等が担い手を誘致すると位置付けた農地等を農地バンクが積極的に借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員の配置等による事業推進など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子を助成します。
2. 農地集約化促進事業 4,000百万円（前年度 -）
地域計画の早期実現に向け、農地バンクを通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取組を支援します。更に地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域を支援します。

（関連事業）地域連携型農地集約化サポート事業 4,070百万円（前年度 -）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-6744-2151）

「お問い合わせ先」 経営局農地政策課 (03-6744-2149)

地域計画に基づく農地の集約化のうち
不在村農地所有者に対するアプローチ推進事業

令和9年度予算概算要求額 476百万円（前年度－）

<対策のポイント>

地域計画に基づく農地の集約化を図る上で阻害要因となり得る不在村農地所有者の農地利用に関する意向把握等を徹底するため、様々な媒体を活用した情報発信、農業委員会等による相談会の開催等の取組を支援します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 不在村農地所有者に対する情報発信・相談会の開催

468百万円（前年度－）

① 情報発信

不在村農地所有者に対し、農地制度に関する情報や農地の利活用に係る相談会の開催案内等を発信するための経費を支援します。

② 相談会の開催

民間団体や農業委員会が、不在村農地所有者を対象とした農地の利活用に
関する相談会を開催するための経費を支援します。

<事業イメージ>

情報発信・相談会の開催

民間団体・農業委員会

農業委員会

情報発信
（民間団体・ポータルサイトの設営・SNS・交通広告等・農業委員会・手紙・電話等による周知）

相談会に関する案内

不在村農地所有者

参加

農地の利活用に
関する相談会

相談対応
（現地参加・オンライン併用）

<事業の流れ>

国

補助（定額）

民間団体

（1の①の事業、1の②の事業の一部）

補助（定額）

都道府県

補助（定額）

市町村（農業委員会）

（1の②の事業の一部）

委託

民間団体

（2の事業）

司法書士会等による啓発活動

・司法書士会等が行う相続登記の相談会等の機会を捉えた説明動画の放映やパンフレット等の配布を通じた農地制度等の周知

・司法書士会等から農業委員会への不在村農地所有者情報の提供の促進

司法書士 相談会

農地

不在村農地所有者の意向把握

地域計画の見直しを通じた農地の集約化

[お問い合わせ先] 経営局農地政策課（03-6744-2152）

<対策のポイント>

国有農地等を適切に管理し、早期に処分します。

<事業目標>

売却不能な国有農地等をゼロ〔令和11年度まで〕

<事業の内容>

1. 国有農地等管理処分委託費、庁費及び旅費 280百万円（前年度 218百万円）

国が行う管理のために必要な経費のほか、**国有農地等を早期に処分**していくため、地番・公図がない処分不能な国有農地等について、**測量・境界確定及び表示に関する登記等を行う経費**を措置します。

相続土地国庫帰属制度により、国が取得した**農地の管理及び処分を行うための経費**を措置します。

2. 国有農地等事務取扱交付金 2,314百万円（前年度 1,794百万円）

都道府県が行う国有農地等の管理、売払等に向けた対象地の**調査及び債権管理**を行うための経費を交付します。

3. その他管理処分に要する経費

① 農地等価格鑑定料 14百万円（前年度 14百万円）

国有農地等の処分予定地について、不動産鑑定士等にその価格の鑑定を依頼するために必要な経費を措置します。

② 不動産購入費 7百万円（前年度 7百万円）

農地等の買収等に必要な経費を措置します。

③ 幼齢林等補償費 2百万円（前年度 2百万円）

農地等の買収等をする際に必要となる補償費を措置します。

<事業の流れ>

国

交付(10/10)

都道府県

市町村

民間団体（測量・草刈り業者等）

地方農政局等

（2の事業）

（1、3の事業の一部）

（1、3の事業の一部）

委託

配分

<事業イメージ>

【事業対象】

○農地法等の規定に基づき国が買収し、管理を行っている国有農地等

○相続土地国庫帰属法に基づき国が取得し、管理を行っている農地

↓

〔 国有農地等管理処分委託費等（国）、国有農地等事務取扱交付金（都道府県） 〕

【適切に管理するために】

○土地の管理保全（防災・復旧補修、雑草木等処理、柵・表示板の設置 等）

○売払や不要地認定に向けた対象地の調査、権利関係の調整 等

○貸付料の徴収決定・収納や収納未済事案の処理

【早期に処分するために】

《売却不能な国有農地等をゼロに》

○境界が未確定だったり、土地の登記等が完成していないもの

→測量・境界確定、表示登記を実施

○買受優先権のある旧所有者等の買受意向確認が未了のもの

→旧所有者等の買受意向を公告等により確認

↓

【売却可能な国有農地等から速やかに処分】

○農業者や買収前の旧所有者等へ売却、財務省へ引継、旧所管庁へ返却、道水路は市町村等へ譲与

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課 （03-6744-2155）

地域農業構造転換支援対策

令和9年度予算概算要求額 15,776百万円（前年度 2,920百万円）

<対策のポイント>

地域農業の構造転換に向けて、新規参入する法人・企業等や地域の中核となる担い手が、生産性の向上や付加価値額の拡大を伴いながら、より多くの受け手のいない農地を引き受けることで、地域内で持続的な営農を可能にする必要があります。このため、機械・施設の導入等に加え、現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援します。

<事業目標> [令和12年度まで]

○担い手への農地集積率 7割 ○販売金額に占める担い手のシェア 9割 ○スマート農業技術を活用した面積の割合 50%

<事業の全体像>

1.地域農業構造転換支援事業等

① 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要農業用機械・施設の導入を支援します。

② 新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。

- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
- 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円



農薬散布用ドローン



自動操舵トラクター

2.スマート農業研修教育環境整備事業

現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援します。

- 農業大学校等におけるスマート農業機械・設備等の導入等



GPSアシスト機能付き田植え機



自走式草刈機

- スマート農業技術を導入した研修農場の整備等



- 雇用型経営に必要な高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修カリキュラムの開発・実施等

【お問い合わせ先】

1 ①の事業
1 ②、2の事業

経営局経営政策課
就農・女性課

(03-3502-6444)
(03-3502-6469)

＜対策のポイント＞

地域農業の構造転換に向けて、**新規就農者が早期に経営発展**することにより、**受け手のいない農地の引き受け手**となることで、**地域内で持続的な営農を可能にする必要**があります。このため、**機械・施設の導入**等に加え、**現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化**、**雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備**を集中的に支援します。

＜事業目標＞

- 担い手への農地集積率（7割〔令和12年度まで〕）
- 販売金額に占める担い手のシェア（9割〔令和12年度まで〕）
- スマート農業技術を活用した面積の割合（50%〔令和12年度まで〕）

＜事業の全体像＞

新規就農者チャレンジ事業

認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。

- 対象者：独立・自営就農時65歳未満の認定新規就農者（経営開始5年目まで対象）
- 支援内容：機械・施設等の導入、改良及び機械のリース導入等
- 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
- 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）



農薬散布用ドローン



自動操舵トラクター

スマート農業研修教育環境整備事業

現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援します。

- 農業大学校等における**スマート農業機械・設備等の導入**等



GPSアシスト機能付き田植え機



自走式草刈機

- **スマート農業技術を導入した研修農場の整備**等



- **雇用型経営に必要な高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修カリキュラムの開発・実施等**

地域農業構造転換支援対策のうち
新規就農者チャレンジ事業

令和9年度予算概算要求額 15,776百万円（前年度 2,920百万円）の内数

＜対策のポイント＞

地域農業の構造転換に向けて、**新規就農者**が**早期に経営発展**するために必要な**農業用機械・施設の導入等の取組**を支援します。

＜事業目標＞

- 担い手への農地集積率（7割〔令和12年度まで〕）
- 販売金額に占める担い手のシェア（9割〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む**新規就農者**に対し、**農業用機械・施設の導入等の取組**を支援します。

【対象者】

認定新規就農者（独立・自営就農時の年齢が65歳未満）

【対象となる取組】

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植
- 農業用機械のリース導入 等

【支援額】

国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

【補助率】

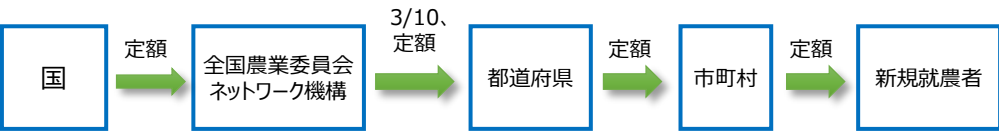
購入：3/10以内 リース：定額（取得額相当の3/7）

（対象地区）

営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実である必要があります。

- ① **地域計画の目標集積率が6割以上**（都府県の中山間地域は5割以上）
- ② **目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

機械・施設等の導入

機械・施設、家畜、苗木等の購入費

経営資源の有効利用

機械・施設等の修繕・移設・撤去費

農業用機械のリース

農業用機械のリース費

＜主な要件＞

- 青年等就農計画の認定を受けていること
- 地域計画の目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）

＜成果目標（事業実施年度の翌々年度の目標）＞

以下のうち、いずれか1つの成果目標を選択して取り組む必要があります。

- 経営面積の3割以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費）
- 労働生産性3%以上の向上（労働生産性＝付加価値額÷総労働時間（又は労働人数））

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 （03-3502-6469）

地域農業構造転換支援対策のうち
スマート農業研修教育環境整備事業

令和9年度予算概算要求額 15,776百万円（前年度 2,920百万円）の内数

<対策のポイント>

地域農業の構造転換に向け、担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を集中的に支援します。

<事業目標>

スマート農業技術を活用した面積の割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農業大学校・農業高校の教育環境整備

農業大学校・農業高校等におけるスマート農業教育環境の整備を支援します。

※AIを活用して経営の最適化を実現できる人材育成の取組を含む。

①農業用機械・設備等の導入、ICT環境の整備【補助率：1/2以内】

②スマート農業のカリキュラム強化等 ※①を実施する場合に限る。【補助率：定額】

2. 現役農業者のリ・スキリング

営農類型に即した体系的なスマート農業技術のリ・スキリングを行う研修・教育を支援します。

【補助率：定額（上限 1,500万円/県）】

3. 研修農場の整備

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援します。

①研修農場の整備（スマート農業機械・設備等の導入）【補助率：1/2以内】

②誘致体制の整備 ※①を実施する場合に限る。【補助率：定額（上限600万円/地区）】

4. 雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備

雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体の育成に向け、研修農場等による就農希望者向けの研修カリキュラムの開発・実施、スマート農業機械等の導入等を支援します。

【補助率：定額（上限 7,000万円/地区）】

5. その他

上記事業を実施するための調査や指導力強化等の推進事業の実施を支援します。

<事業の流れ>

国

定額

全国農業委員会ネットワーク機構

定額、1/2

都道府県

定額、1/2

農業教育機関等

（1、2の事業）

市町村、協議会、農業法人、JA等

（3の事業）

民間団体等（大学を含む）

（3の事業、4の事業の一部）

定額、1/2

定額、1/2

定額

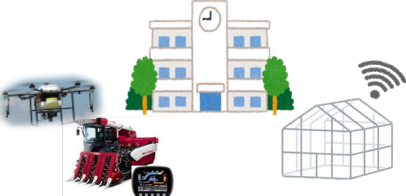
定額

定額

<事業イメージ>

1 農業大学校・農業高校の教育環境整備

農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、スマート農業機械・設備等の導入、無線LAN等のICT環境の整備、スマート農業のカリキュラム強化等を支援。



2 現役農業者のリ・スキリング

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費を支援。

【例】耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修

耕起・整地 田植え 水管理 農薬散布 生育管理 収穫



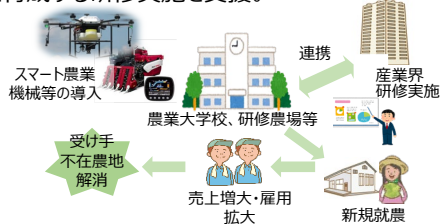
3 研修農場の整備

スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備や、そのための体制整備を支援。



4 雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備

雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体（雇用型経営体）の育成モデルを創出するため、高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修実施を支援。



担い手への農業用機械・施設の導入

令和9年度予算概算要求額 15,431百万円（前年度 4,007百万円）

<対策のポイント>

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<事業目標> [令和12年度まで]

○ 担い手への農地集積率 7割 ○ 販売金額に占める担い手のシェア 9割

<事業の内容>

- 1. 地域農業構造転換支援対策** **14,344百万**（前年度 2,920百万円）

① **地域農業構造転換支援事業**

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

② **新規就農者チャレンジ事業**

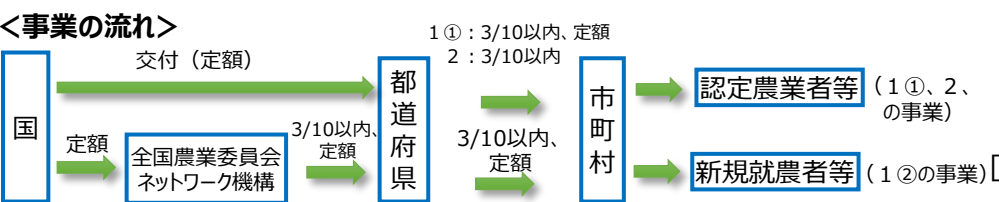
認定新規就農者（65歳未満）の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援します。

 - 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
 - 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
 - 成果目標 ※以下から選択
 - ・ 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
 - ・ 付加価値額1割以上の拡大
 - ・ 労働生産性3%以上の向上
- 2. 農地利用効率化等支援事業** **1,087百万円**（前年度 1,087百万円）

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）

 - 補助率：3/10以内
 - 補助上限：300万円等



<事業イメージ>

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、
地域が抱える課題が明確化

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に**必要な農業用機械・施設の導入を支援**

<対象となる農業用機械・施設>

成果目標の達成に直結する農業用機械・施設

(例)

トラクタ 田植機 コンバイン ドローン ビニルハウス

<対象者>

地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

<対象地域>

地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

現状

目標地図

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現

地域農業の維持・発展

1 ①、2 の事業	経営局経営政策課	(03-3502-6444)
1 ②の事業	就農・女性課	(03-3502-6469)

農業経営・就農支援体制整備推進事業

令和9年度予算概算要求額 1,286 百万円（前年度 600百万円）

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農・参入等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組のほか、地域外や異業種の法人による農業参入を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）等

事業の内容

事業イメージ

1. 農業経営・就農サポート推進事業 746百万円（前年度 446百万円）

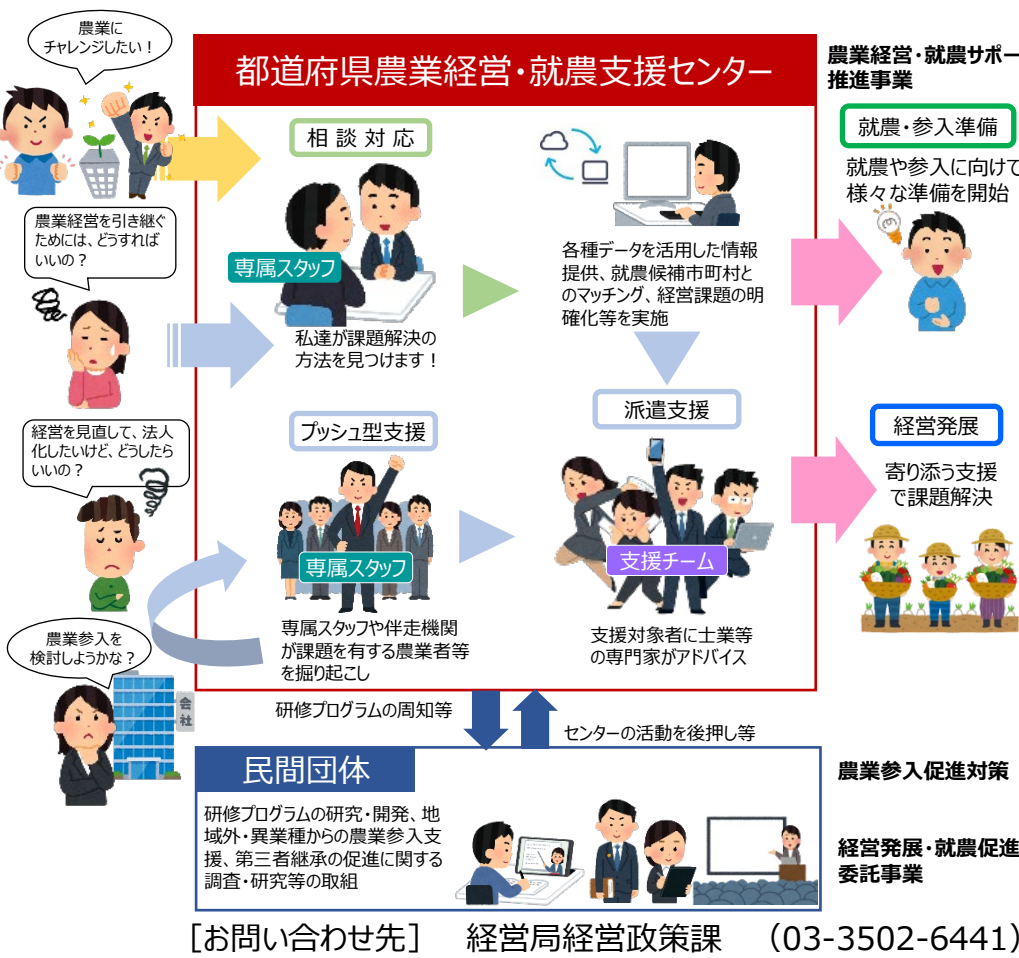
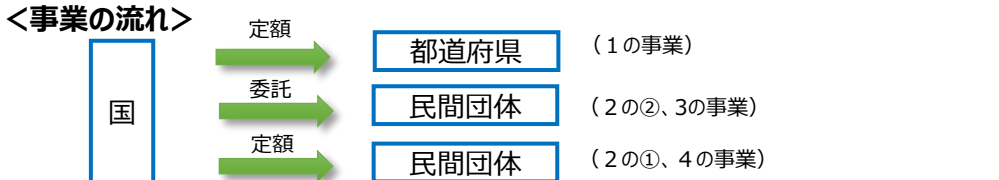
都道府県が就農・参入や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農・参入等の相談対応、異業種の法人誘致、就農・参入候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
2. 農業参入促進対策 370百万円（前年度 -）

① 異業種の法人等と誘致したい自治体とのマッチングや、農業参入した法人のプラットフォームの創出等を行う取組を支援します。

② 都道府県・市町村と連携しつつ、民間団体の知見・ノウハウを活用して、農業参入や移譲を希望する農業法人の継承に関する情報の一元化や、地域外や異業種の法人の参入を促進します。
3. 経営発展・就農促進委託事業 140百万円（前年度 124百万円）

農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材育成のための研修プログラム等の研究・開発を行うとともに、農業法人の経営動向の調査・分析や早期継承・第三者継承の促進に関する調査・分析を実施します。
4. 優良経営体表彰等事業 30百万円（前年度 30百万円）

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。



農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業参入促進対策

令和9年度予算概算要求額 370百万円（前年度－）

＜対策のポイント＞
農業者の減少が急速に進む中、地域農業を維持し、**将来の受け手がいない農地を解消**するため、**農業参入を希望する企業等と誘致したい自治体とのマッチング機会の提供等を支援**します。あわせて、都道府県・市町村と連携し、民間事業者のノウハウを活用して、**農業参入や事業譲渡に関する情報の一元化や地域外の担い手を誘致する農業団地計画の策定**を通じて、**地域外の農業法人や異業種の企業等の参入を促進**します。

- ＜政策目標＞
- 販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア拡大（9割〔令和12年度まで〕）
 - 担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）



集落営農経営転換加速化事業

令和9年度予算概算要求額 430百万円（前年度 186百万円）

<対策のポイント>

集落営農の連携・合併による効率的な生産・販売体制の確立等を図るとともに、任意組織を法人化し持続可能な経営転換に向けた取組を支援します。

<事業目標>

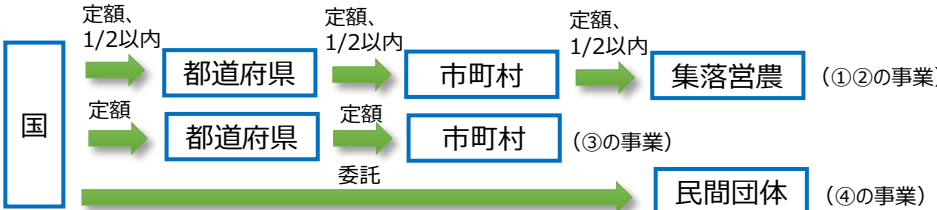
担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

集落営農の連携・合併による収益力強化等に向けた取組（連携促進タイプ）や、法人化による持続可能な経営転換に向けた取組（経営転換加速化タイプ）を総合的に支援します。

- ① ビジョンづくりへの支援（連携促進タイプのみ）
連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。
- ② 新たな取組に対する支援
ア 付加価値向上等による収益力強化の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費**
イ 中核となる人材や労働力を確保するための**雇用等に係る経費（賃金等）**
ウ 持続可能な**経営転換（法人化）に必要な経費**
エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費**
- ③ 関係機関によるサポートの取組を支援
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。
- ④ 集落営農経営実態調査
持続可能な集落営農の実態を把握する調査を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



課題を乗り越えるための新たな取組（例）

ビジョン（計画）	新たな取組
組織間連携や組織新設による経営健全性の向上と地域農業の維持	コーディネーター等応援人材の活用、経理の明確化、必要なITツール導入
付加価値向上等による収益力強化	高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに係る経費
中核となる人材や労働力の確保	オペレータ等の人材雇用や農作業の臨時雇用に係る賃金など
信用力の向上、就労環境の整備など持続可能な組織体制への転換	法人化に係る税理士等の専門家による支援
効率的な生産体制の確立	共同利用機械等の導入経費

＜対策のポイント＞

認定農業者等について、農業者年金の保険料負担を軽減しその経営を支援するとともに、平成13年以前の加入者の年金給付費を負担し、農業者の老後の生活の安定を図ります。

＜事業目標＞

農業者の老後生活の安定を図るとともに、保険料負担を軽減することにより認定農業者等を確保

＜事業の内容＞

＜農業者年金制度の概要＞
農業者年金は、厚生年金が適用されない個人経営の農業者等を対象に、国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される政策年金として昭和46年に発足しました。平成14年以降は、以下の仕組みで実施しています。

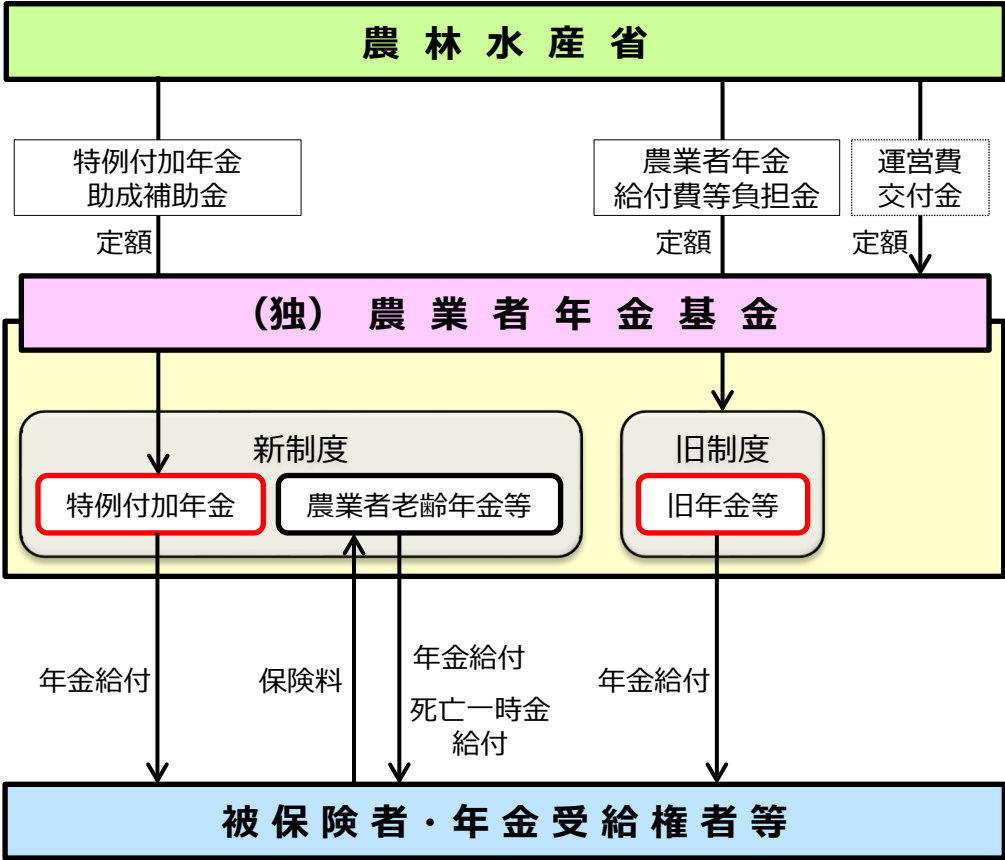
- ① 農業者の減少・高齢化等に対応した安定的な制度とするため、将来の年金原資を自ら積み立てる制度（新制度）とし、認定農業者等の保険料負担を軽減し、その経営を支援します。
- ② 平成13年以前の制度（旧制度）による年金は、国庫の負担により給付します。

1. 特例付加年金助成補助金580百万円（前年度 621百万円）
新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成します。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられます。
2. 農業者年金給付費等負担金75,384百万円（前年度 75,384百万円）
旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担します。

（関連措置）

（独）農業者年金基金運営費交付金 3,190百万円（前年度 4,603百万円）
独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付します。

＜事業イメージ＞

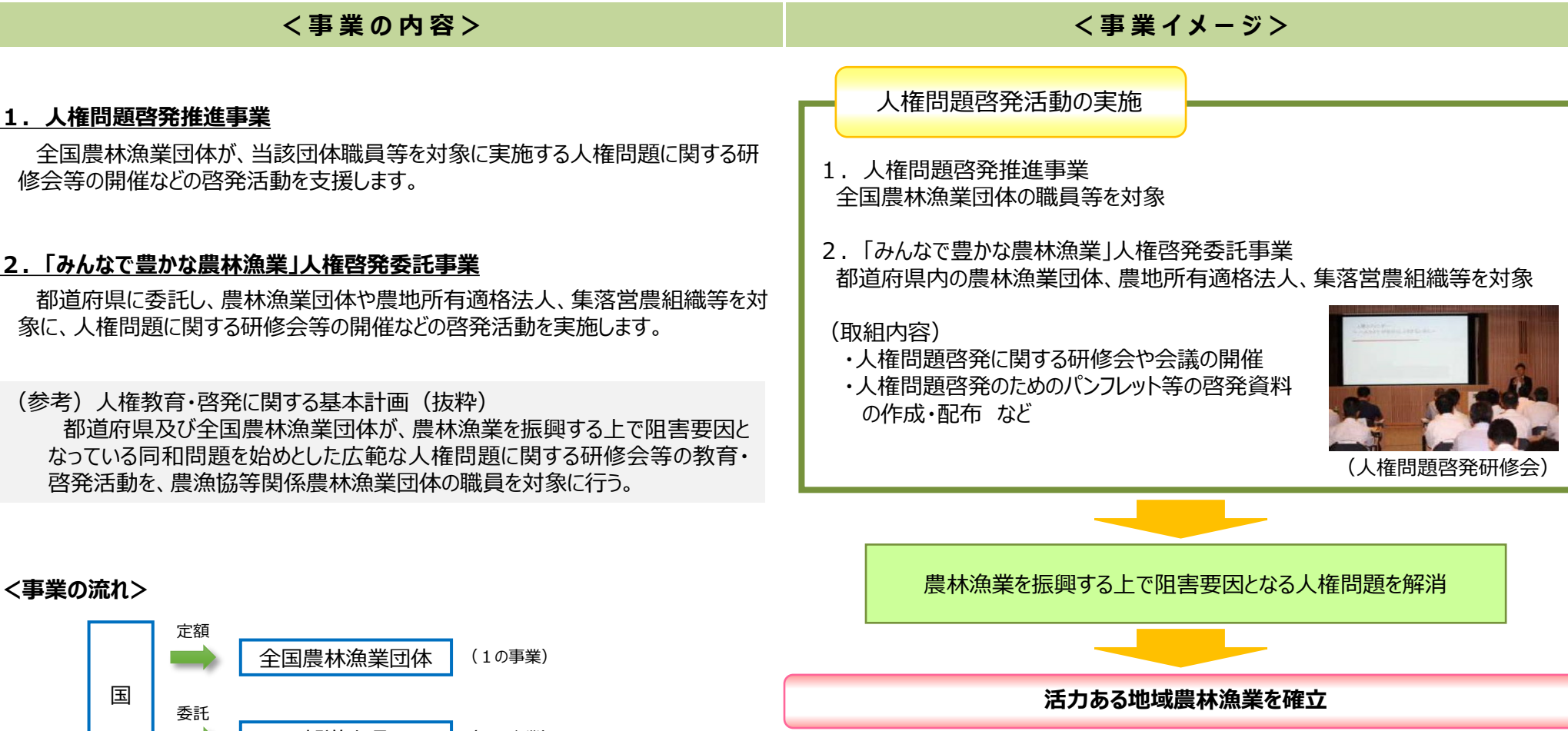


＜対策のポイント＞

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援**します。

＜事業目標＞

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上



特定地域経営支援対策事業

令和9年度予算概算要求額 554百万円（前年度 554百万円）

<対策のポイント>

北海道におけるアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 北海道の全ての事業実施地区において5年度目に地区毎の事業実施計画に定めた目標所得を達成
- 沖縄県において意欲ある多様な経営体を育成・確保

<事業の内容>

1. アイヌ農林漁業対策事業

172百万円（前年度172百万円）

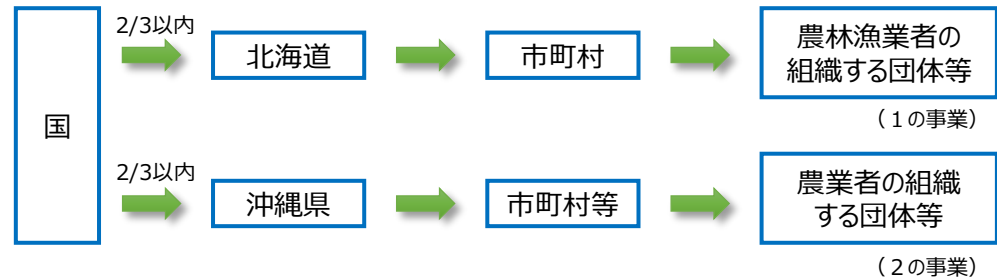
アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、**アイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林漁業経営近代化施設等の整備**を支援します。

2. 沖縄農業対策事業

382百万円（前年度382百万円）

沖縄農業の持続的な発展を図るため、**意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

背景・課題

アイヌ農林漁家と北海道の一般農林漁家、沖縄農業と本土農業の状況を比較すると、所得や経営規模、農業用施設の整備状況等において、依然として格差がみられます。これらの格差の解消等を目的として進められている、北海道の「北海道アイヌ政策推進方策」や沖縄県の「沖縄振興計画」等に係る施策の着実な推進を図る観点から、北海道のアイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上、沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な農業用施設等の整備を支援します。

経営規模等の格差是正と経営の持続的発展のための支援

アイヌ農林漁業対策事業

事業対策メニュー：

- 農林業生産基盤の整備（区画整備、かんがい排水、農道、林道等）
- 農林漁業経営近代化施設等の整備（農業用機械、温室、集出荷貯蔵施設、畜舎等）（林業用機械、機械保管施設、栽培管理施設等）（養殖施設、蓄養施設、水産物処理加工施設、水揚荷さばき施設等）

沖縄農業対策事業

事業対象メニュー：

- 土地基盤、生産施設、加工施設、流通販売施設等の整備

アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上
沖縄県における意欲ある多様な経営体の育成・確保

多様な農業人材の意欲的な取組の推進

<対策のポイント>

地域の実情に応じた**生産体制強化**への支援、多様な経営体に対し、専門的に経営・技術等をサポートする**サービス事業者の育成**、**農業・農村の多面的機能の維持・発揮**を図る多面的機能支払や中山間地域等直接支払、農山漁村における**所得の向上と雇用機会の確保**への支援、**多様な農業人材に対する研修機会の提供**、**多様な農業人材からなる集落営農の活性化支援**を実施します。

<事業の全体像>

1. 地域の実情に応じた生産体制強化、専門的に経営・技術等をサポートするサービス事業者の育成への支援		
① 持続的生産強化対策事業のうち、果樹農業生産力増強総合対策及び茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 果樹の生産基盤の強化や、地域の実情に応じた茶や薬用作物等の地域特産作物の生産体制強化等の取組を支援します。	10,074 (13,976)	百万円の内数
② スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。	18,188 (2,530)	百万円の内数
2. 農業・農村の多面的機能の維持・発揮、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保への支援		
① 多面的機能支払交付金 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。	事項要求（50,048百万円の内数）	
② 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。	事項要求（28,460百万円の内数）	
③ 農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策 農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。	9,970 (7,045)	百万円の内数
3. 多様な農業人材に対する研修機会の提供等への支援		
① 新規就農者育成総合対策のうち農業教育研修環境整備事業のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業、 農業教育高度化事業 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、地域農業への入り口となる短期農業研修や社会人の就農希望者や現役農業者を対象とした実践的な研修の実施等の取組を支援します。	18,268 (10,427)	百万円の内数
② 農業経営・就農支援体制整備推進事業 都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業者等に助言・指導などを行う取組等を支援します。	1,286 (600)	百万円
③ 集落営農経営転換加速化事業 集落営農の連携・合併による効率的な生産・販売体制の確立等を図るとともに、任意組織を法人化し持続可能な経営転換に向けた取組を支援します。	430 (186)	百万円

【お問い合わせ先】					
(1 ①の事業)	農産局果樹・茶グループ	(03-3502-5957)	(2 ①の事業)	農村振興局農地資源課	(03-6744-2197)
(1 ②の事業)	技術普及課	(03-6744-2107)	(2 ②の事業)	地域振興課	(03-3501-8359)
			(2 ③の事業)	都市農村交流課	(03-3502-6002)
					(3 ③の事業)
				経営局就農・女性課	(03-6744-2162)
				経営政策課	(03-3502-6441)
				経営政策課	(03-6744-0576)

多様な農業人材による意欲的な取組の推進

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設の導入等を地方と連携して支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催等**の取組を支援します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設の導入等を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域における農地の受け手確保に向けた**新規就農者の誘致体制の整備、研修農場の整備等**の取組を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）
支援額：国費上限500万円（2①の交付対象者は上限250万円）
補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2、都道府県1/4、本人1/4）
特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）〕

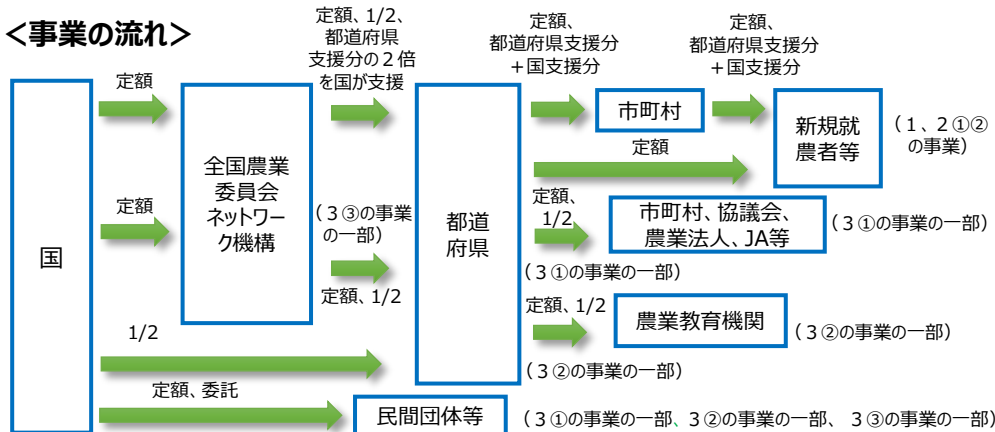
2. 資金面の支援

- ① **経営開始資金**
対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）
支援額：13.75万円/月（165万円/年）×最長3年間
補助率：国10/10
- ② **就農準備資金**
対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）
支援額：13.75万円/月（165万円/年）×最長2年間
補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① **農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業**
 - 新規就農者の誘致体制の整備
 - 効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動
 - 研修農場の整備
 - 実践的な研修に必要な農業用機械・設備導入、施設整備
 - 都道府県が地域をバックアップする取組
 - 全国トレーニングファーム推進協議会の運営
- ② **農業教育高度化事業**
 - 農業大学校・農業高校等における取組
 - 施設整備、農業機械・設備等の導入、教育カリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
 - 国際的な人材育成に向けた海外研修等
- ③ **農業人材確保推進事業**
 - 就農相談・情報発信、就農相談会の開催等
 - 職業としての農業の魅力発信

<事業の流れ>



（関連事業）地域農業構造転換支援対策

- ① 認定新規就農者（65歳未満）に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。（新規就農者チャレンジ事業）
- ② 現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を支援します。（スマート農業研修教育環境整備事業）

新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

<対策のポイント>
新規就農者（親元就農を含む。）の経営発展のための機械・施設の導入等を、都道府県と連携して支援します。

<事業目標>
農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
就農後の経営発展のために、都道府県が新規就農者の初期投資の取組に対して支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。 ※取組計画に応じた事業採択方式 <通常枠> 対象者：49歳以下の認定新規就農者 支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象） 支援額：国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円） 補助率：国の補助上限1/2 ※都道府県支援分の2倍を国が支援 <特別枠（地域計画早期実現支援枠）> 対象者：49歳以下の認定新規就農者・認定農業者 支援内容：① 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組 ② 機械・施設等の導入 支援額：国費上限600万円（①と②の合計） 補助率：① 国の補助上限1/3 ② 国の補助上限1/2 ※都道府県支援分の2倍を国が支援 <事業の流れ> 国 定額 → 全国農業委員会 ネットワーク機構 → 都道府県支援分の 2倍を国が支援 → 都道府県 → 都道府県支援分＋ 国支援分 → 市町村 → 都道府県支援分＋ 国支援分 → 新規就農者	国 + 都道府県 新規就農者の確保目標やサポート内容等を定めた方針を作成 ↓ 市町村（取組主体） 事業計画の作成への助言及び指導、助成金の交付 等 ↓ 新規就農者  主な交付要件： <通常枠> 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和8年度以降が対象） 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、 継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること 3 目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は 農地中間管理機構から農地を借り受けていること 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること <特別枠（地域計画早期実現支援枠）> 1 将来像が明確化された地域計画※若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること ※将来の目標とする農用地の集積率が8割以上等の地域計画 2 令和6年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること 3 青色申告を行うこと 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること 5 経営開始資金との併用は不可

新規就農者育成総合対策のうち
就農準備資金・経営開始資金

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

＜対策のポイント＞

次世代を担う農業者となることを志向する**49歳以下の者**に対し、**就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金**を交付します。

＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する**研修期間中の研修生**に**資金を交付**

交付対象者：就農予定時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**2年間**

交付主体：・市町村

- ・都道府県域の研修機関（農大等）の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

＜主な交付要件＞

- 1 **独立・自営就農**※1、**雇用就農**又は**親元就農**※2を目指すこと
 - ※1 **就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者**になること
 - ※2 **就農後5年以内に経営を継承**すること（法人の場合は共同経営者になること）
ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること
- 2 都道府県等が認めた研修機関等注2で**おおむね1年以上かつおおむね年間1,200時間以上**研修を受けること
- 3 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 4 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること
- 5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

- ① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。
- ② 以下の場合は返還となります。
 - ・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合
 - ・就農後、交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、**新たに経営を開始する者**に**資金を交付**

交付対象者：独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額：**13.75万円/月（165万円/年）**注1 を最長**3年間**

交付主体：市町村

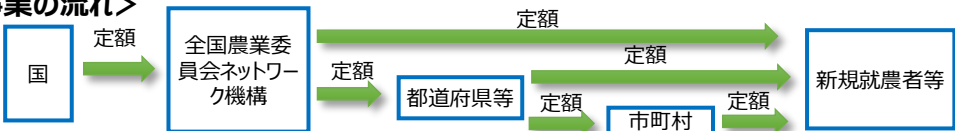
※市町村は、**サポート体制を整備し、サポート計画を作成・公表**

＜主な交付要件＞

- 1 独立・自営就農する**認定新規就農者**であること
- 2 経営開始5年後までに**農業で生計が成り立つ実現可能な計画**であること
- 3 経営を継承する場合、**経営発展に向けた取組**を行い、**新規参入者と同等の経営リスク**を負っていると市町村長に認められること
- 4 **目標地図**に位置付けられ、若しくは位置付けられることが**確実と見込まれること**、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が**600万円以下**であること

- ① 以下の場合は、交付停止となります。
 - ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
 - ・適切な経営を行っていない場合 等
- ② 交付終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

＜事業の流れ＞



注1：支払方法（月毎、半年毎等）は交付主体による選択制
注2：就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.jp）に研修計画等を登録していること

【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)

新規就農者育成総合対策のうち

農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

<対策のポイント>

地域計画の策定により明らかになった受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。また、研修農場を核とした取組を強力に推進するため、都道府県が地域をバックアップする取組や「全国トレーニングファーム推進協議会」の運営を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地区事業

① 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。【補助率：定額】

〔研修農場の整備と併せて実施する場合：上限600万円/地区、
農地整備等関連事業と併せて実施する場合：上限300万円/地区、それ以外の場合：上限200万円/地区〕

② 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備等を支援します。【補助率：1/2以内】

（農地整備等関連事業）

・ 遊休農地解消対策事業

・ 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

1 ① 新規就農者の誘致体制の整備

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、先進地視察、マニュアル整備 等

〔※「新規就農者参入促進計画」を作成
・ 地域における推進体制や、新規就農者の現状と目標、農地の状況等を記載〕

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・ 短期農業研修の実施

・ 就農支援員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導等を実施

・ 研修農場の指導員・管理人員の確保

1 ② 研修農場の整備

農業用機械・設備の導入、農業用ハウス等の整備

JA

市町村

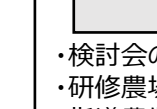
都道府県普及組織

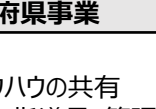
農業者・農業法人

農業振興公社

農地バンク
農業委員会・土地改良区







2. 都道府県事業

研修農場の活用ノウハウの共有や先進的な農業者の活用等の都道府県が地域をバックアップする取組を支援します。【補助率：定額、上限600万円/都道府県】

いずれも実施する場合は優先的に採択

研修農場の用に供する農地又は就農に適した農地の整備

遊休農地解消対策事業 / 基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）

3. 全国事業

「全国トレーニングファーム推進協議会」の運営を支援します。

<事業の流れ>

国

定額

全国農業委員会ネットワーク機構

定額、1/2

都道府県

定額、1/2

市町村、協議会、農業法人、JA等

(1の事業)

(1、2の事業)

(1の事業)

(3の事業)

委託

2 都道府県事業

・ 検討会の開催

・ 研修農場の活用ノウハウの共有

・ 指導農業者の活用、指導員・管理人員のリスト化

・ 新規就農者向け収入保険の加入促進

3 全国事業

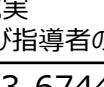
全国トレーニングファーム推進協議会

・ 研修農場の設置の推進

・ 研修農場の運営の円滑化

・ 研修カリキュラム等の充実

・ 研修生と研修農場及び指導者のマッチング等



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

新規就農者育成総合対策のうち
農業教育高度化事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

<対策のポイント>

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等における教育カリキュラムの強化やそれに必要となる農業機械・設備の導入や施設の整備（改修を含む）、先進農業者の下での現場実習の実施、就農コーディネーターの設置等を支援します。さらに、国際的な農業人材育成のための海外農業研修の実施を支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 全国事業

民間団体による国際的な農業人材育成のための取組を支援します。【補助率：定額】

2. 都道府県事業

新規就農者の輩出に向け、農業大学校、農業高校等で行う農業教育の高度化・充実、農業法人とのマッチングや関係機関との連携による就農対策を支援します。

<取組例>

①教育カリキュラムの強化【補助率：定額】

②研修用農業機械・設備の導入【補助率：1/2以内】
（リースを含む。また、汎用性のある機械等を含む）

③技術習得等に必要となる研修施設等の整備【補助率：1/2以内】
（温室等の改修を含む）

④就農コーディネーターの設置や現場実習や出前授業等の実施【補助率：定額】
※①＋④の国費上限：2,000万円/道、1,500万円/都府県

⑤有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた支援
【補助率：定額】 ※⑤の国費上限：1,500万円/都道府県

<事業の流れ>

国 → 民間団体（1の事業）
国 → 全国農業委員会ネットワーク機構（1/2） → 都道府県（2の①②④⑤の事業）
国 → 都道府県（2の③の事業）

<事業イメージ>

全国段階

世界を相手に活躍できる人材等を育成できるよう、海外農業研修を実施、政府間交流の取組を推進

都道府県段階

農業大学校、農業高校における教育の高度化・充実

都道府県が農業教育での必要な取組を明確化した計画を作成

都道府県の実情に応じた農業教育の高度化

〇〇県農業教育高度化プラン

1.地域の課題
2.農業教育の目的
3.目標
4.農業教育機関の役割分担
5.農業教育の高度化に必要な取組
・スマート農業のカリキュラム強化
・研修用機械・設備の導入、施設整備
・先進農業者による出前授業 等

高校での出前授業
スマート農業等のカリキュラム強化
就農コーディネーター設置
LAN環境の整備
研修施設等の整備
農業機械・設備の導入

グリーン教育の推進

有機農業専攻・科目の設置や有機JAS認証の取得に向けた取組をパッケージで支援

（取組例）

・有機実習ほ場の設置
・研修用機械・設備の導入
・指導者の確保・育成
・教育コンテンツの作成
・有機JAS講習会の受講 等

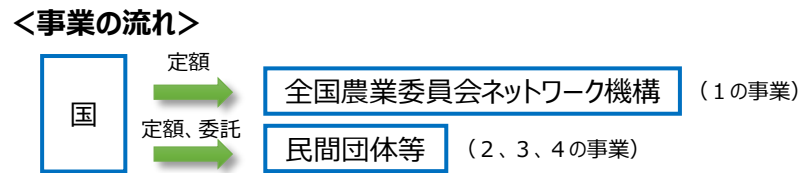
新規就農者育成総合対策のうち
農業人材確保推進事業

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）の内数

＜対策のポイント＞
農業に従事する人材の確保・定着を図るため、**新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催**等の取組を支援します。また、農業に関心のある層に向けた職業としての農業の魅力を伝え就農意欲を喚起する取組を支援します。

＜事業目標＞
農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 新規就農相談・情報発信 就農に関する情報を集約したポータルサイト「農業をはじめの.JP」による就農希望者への情報発信を支援するとともに、各地域における就農支援施策等を一元的に閲覧できるよう、同ポータルサイトの改修を支援します。 また、全国段階における新規就農相談活動及び就農相談から就農、定着、経営発展を支援するための全国データベースの管理・運営を支援する他、新規就農者の就農実態に関する調査を実施します。	新規就農相談・情報発信 ・全国段階の相談窓口やWebでの就農相談・情報の収集・発信 ・全国データベースの管理・運営 ・ポータルサイトの改修 ・新規就農者の就農実態に関する調査の実施 
2. 就農相談会実施 就農希望者と産地・農業法人等とのマッチングを促すため、大都市での就農相談会の開催を支援します。	就農相談会実施 ・東京・大阪での就農相談会（新・農業人フェア）の開催 
3. 職業としての農業の魅力発信支援 大学農学部在学生等の農業に関心のある層に対する職業としての農業の魅力発信、他産業との連携に向けたプラットフォームの活動を支援します。	職業としての農業の魅力発信 ・農業の魅力を伝える講義、ロールモデル農業者による情報発信等を支援 ・スポーツ界など他産業との連携に向けたプラットフォームの活動を通じ、新たなロールモデル農業者を発掘・輩出 
4. 新規就農者の動向等に関する調査 新規就農者の中長期的な経営の動向や、定着に寄与する傾向・要因等を、定量的・定性的に分析する調査を実施します。	新規就農者の動向等に関する調査 ・新規就農者の中長期的な経営動向や定着要因等を分析する調査を実施



<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、新たに雇用した新規就農者に対する実践的な研修（OJT研修）の実施、従業員が働きやすい環境づくり、労働関係法制の見直しに対応するための体制整備等を総合的に推進します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

1. 実践的な研修（OJT研修）への支援

育成促進

経営規模の拡大や独立希望者の育成により、地域の農地を引き受ける経営体を支援するため、当該経営体が就農希望者を新たに雇用し、実践的な研修（OJT研修）を実施する場合に、支援します。（年間最大120万円、最長2年間）。

2. トライアル雇用就農への支援

トライアル

正規雇用に向けたトライアル雇用就農のマッチング、フォローアップ等を支援します。

3. 雇用体制強化への支援

① 働きやすい環境づくりコース

働きやすい

就業規則の策定や作業工程の見直し等による働きやすい環境づくりを支援します。

② 推進体制整備コース

推進体制

労働環境改善や労災保険の加入促進等のための推進体制の構築等を支援します。

<事業イメージ>

労働環境の整備

推進体制

働きやすい

労働環境改善や農作業安全に関する周知
労災保険の加入促進 等

就業規則（休日、賃金等）作成
経営者・従業員向け研修の実施
作業マニュアル等の作成 等

人材の呼び込み

トライアル

働きやすい

求人広告の掲載や就職説明会への出展



安定的に労働力を確保し、農業を持続的に発展

働きやすい

育成促進

人事評価制度の作成及び昇給制度の導入
必要なスキル習得のための研修
雇用後のフォローアップ



農業界への人材定着

トライアル

育成促進

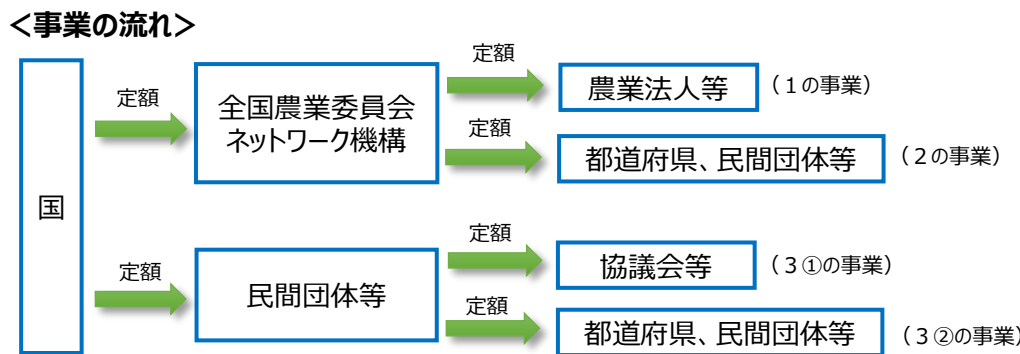
正規雇用に向けたトライアル雇用就農の推進
49歳以下の新規就農者の正規雇用

就職希望

トライアル雇用で農業にチャレンジ

本格的に就農

雇用の実施

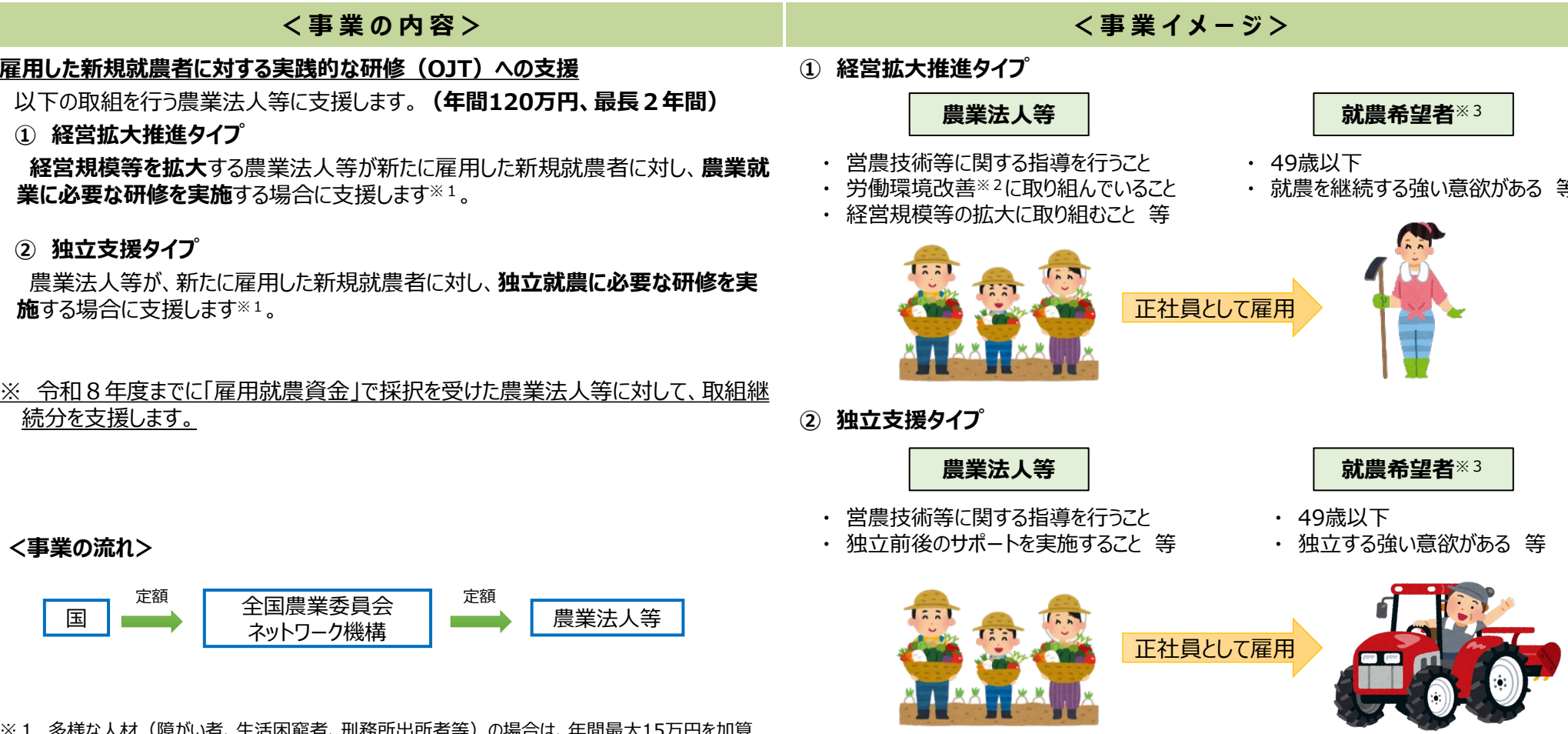


<対策のポイント>

地域の核となる経営体の規模拡大や、新たな経営者の育成に向け、**新規雇用就農者に対し、実践的な研修（OJT）を行う農業法人等を支援**します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）



※¹ 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円を加算

※² 社会保険労務士の確認を受けた就業規則の作成や雇用保険・労働者災害補償保険への加入等

※³ 採用後1年以内の者を含む

雇用就農総合対策のうち
トライアル雇用就農促進事業

令和9年度予算概算要求額 3,753百万円（前年度 2,816百万円）の内数

＜対策のポイント＞

- 正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農（3か月程度の有期雇用）を推進し、
 - ① 就農に関心がある求職者が、農業界にチャレンジしやすくするとともに、
 - ② 農業経営体が、正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整えることを促します。
- トライアル雇用就農の実施期間中に、当該経営体で正規雇用への移行を希望しないケースが発生した場合は別の経営体・産地での就農を促し、農業界への定着を図ります。

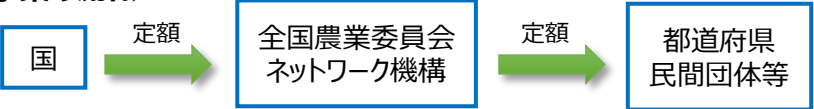
＜事業目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

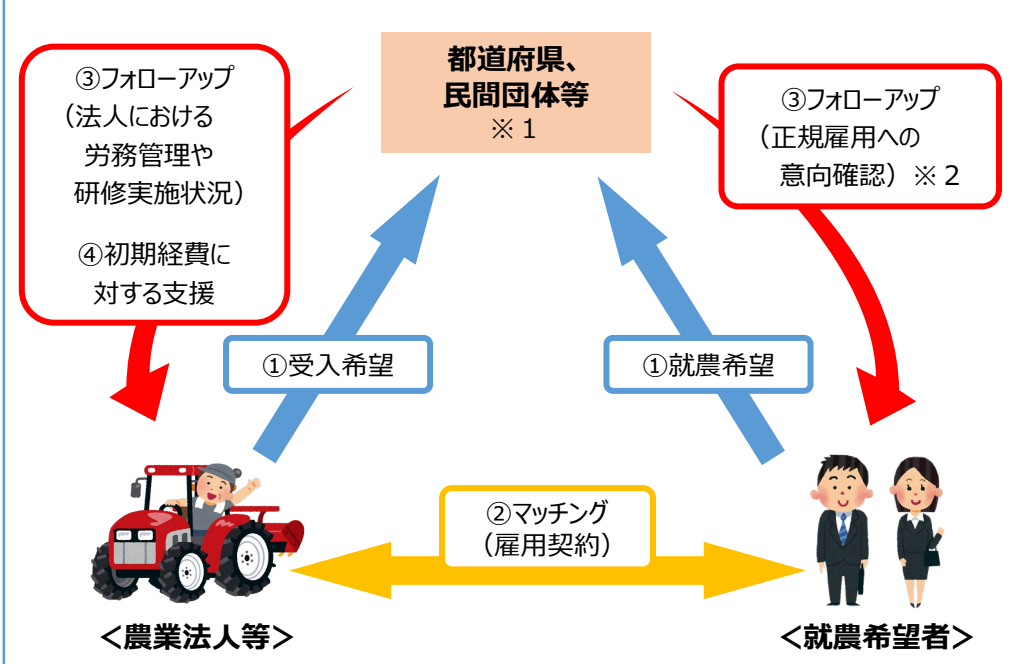
＜事業の内容＞

- 都道府県等における以下の取組を支援します。
- 1. 求人状況の調査、就農希望者の募集**
 - ・農業法人等の求人状況の調査
 - ・就農希望者の募集のための周知活動（チラシ、イベント等）
 - 2. 農業法人等と就農希望者のマッチング**
 - ・トライアル雇用契約の締結
 - 3. トライアル雇用就農期間中のフォローアップ**
 - ・就労状況の確認や正規雇用への移行に向けた助言
 - ・他の経営体、産地での就農継続の斡旋
 - 4. トライアル雇用の実施に係る経費支援**
 - ・農業法人等に対して、雇用の実施に係る初期経費相当を支援（就農希望者1人当たり2万円／月以内、最大3か月）
 - 5. その他**
 - ・雇用環境の実態調査
 - ・雇用環境の改善のための研修会の開催等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



※1 事業内容として、職業紹介事業に該当する取組が含まれるため、職業紹介事業の許可を受けた機関と協力し、職業安定法等の関係法令を遵守の上、事業を実施。
※2 必要に応じて、他の経営体・産地へ紹介することも可能。

雇用就農総合対策のうち
雇用体制強化事業

令和9年度予算概算要求額 3,753百万円（前年度 2,816百万円）の内数

<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、雇用による人材獲得・定着を図るために、働きやすい環境づくりや労働関係法制の見直しに対応するための体制整備等を支援します。

<事業目標>

農業分野における労働環境の改善

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 働きやすい環境づくりコース

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就業に関するルール策定や見直し、従業員の労働負担軽減に資する取組、マネジメント体制強化のためのシステム導入等を支援します。

※ 関係機関（地方自治体・JA等）＋農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域において、地域の核となる農業経営体の場合、1者以上で可）

2. 推進体制整備コース

労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォロー体制の構築、労災保険の加入を促進するための取組を支援します。

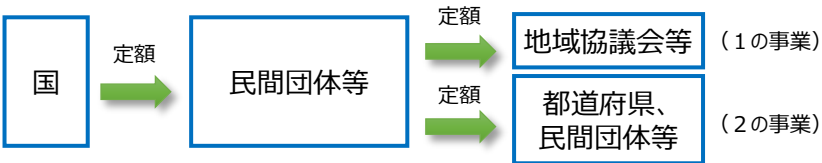
（全国事業）

各種制度の周知のための説明会の開催、労働者の実態調査、労災保険の加入促進のための事例調査・手引き作成 等

（都道府県事業）

地方自治体や農業関係団体と社会保険労務士等が連携する体制の構築、労災保険加入の手続支援相談会の開催 等

<事業の流れ>



1. 働きやすい環境づくりに対する支援

- 【取組例】
- 就業規則の策定・見直し
社会保険労務士等へのコンサルティング相談等

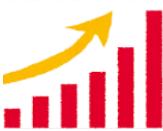


- 働きやすい環境づくりのための研修
外部講師を招いた研修会の開催等

- 労働負担の軽減
作業のマニュアル化、工程見直し等
- マネジメント体制の強化
人事制度や人材管理システムの導入等

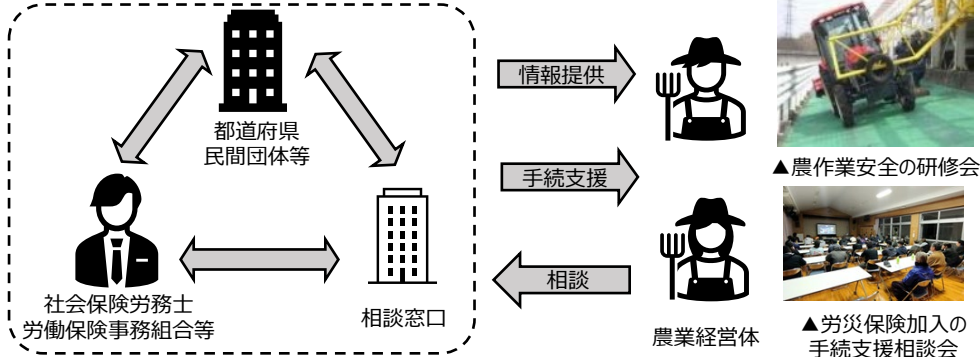


従業員の
作業効率UP



将来への
キャリアアップ展望

2. 推進体制の整備（都道府県事業）



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-6744-2160)

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 技能試験の円滑な実施

特定技能制度及び育成就労制度において、外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・実施**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業分野において、**相談窓口の設置、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。さらに、以下の取組を行います。

- ① 農業分野では、**ポータルサイトの運営、育成就労外国人等の就労状況及びキャリア形成調査、外国人材受入特化型生成AIの設計・実証等**の取組支援
- ② 飲食料品製造業及び外食業分野では、**外国人材の育成・定着に向けたガイドブック等の作成、多言語での労働安全衛生セミナーの開催等**

3. 外国人材の呼び込み（現地説明・相談会）

日本での就労意欲の喚起を図るため**海外教育機関等と説明会**を実施

4. 外国人材の育成（学習支援）

農業生産に必要な知識を学ぶ**e-ラーニングの開発と講習会**を実施

＜事業イメージ＞

○ 農業分野

＜就労状況及びキャリア形成調査＞

- ・ 就労実態調査をベースに中長期的なキャリアモデルを策定



＜外国人材特化型生成AIの活用＞

- ・ 仕事面や生活面でのコミュニケーションをサポートするための生成AI活用



＜現地説明・相談会の実施＞

- ・ 日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施



＜学習機会の提供＞

- ・ 農業生産に必要な知識を学ぶe-ラーニングの開発と講習会を実施



○ 飲食・外食分野

＜ガイドブックの作成＞

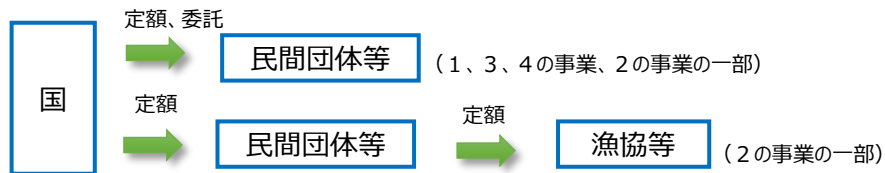
- ・ 外国人材の育成・定着に向けたガイドブックの作成



＜労働安全衛生セミナーの実施＞

- ・ 労働災害の防止に向けた多言語でのセミナー、講習会の開催

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】	（農業分野）	経営局就農・女性課	（03-6744-2159）
	（漁業分野）	水産庁企画課	（03-6744-2340）
	（飲食料品製造業及び外食業分野）	大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際G	（03-6744-2397）

女性が変わる未来の農業推進事業

令和9年度予算概算要求額 341百万円（前年度 72百万円）

<対策のポイント>

女性農業者の能力の発揮・活躍による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくりや女性グループの活動推進、地域のリーダーとなる女性農業経営者の育成や女性農業者の活躍事例の普及、登用に向けた意思決定層の意識啓発・コミットメント強化、ジェンダーギャップ解消等の取組を支援します。

<事業目標>

- 農業委員に占める女性の割合向上（30%〔令和12年度まで〕）
 - 農業協同組合役員に占める女性の割合向上（20%〔令和12年度まで〕）
 - 土地改良区理事に占める女性の割合向上（10%〔令和12年度まで〕）
- 女性の認定農業者の割合向上（6%〔令和12年度まで〕）
 - 家族経営協定の締結割合（50%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

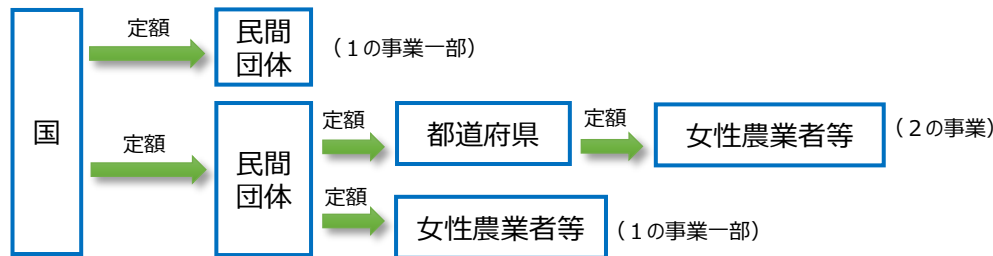
1. 女性活躍に向けた全国事業

男女別トイレ等の女性が働きやすい環境の整備や女性リーダー育成研修の実施、農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層の意識啓発・コミットメント強化、女性の参画・登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援します。

2. 地域における女性活躍推進事業

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなる女性農業経営者の育成、女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結、女性活躍の理解促進、女性の継続雇用促進、地域の女性農業者グループの活動等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

女性活躍 に向けた Stage		農業・ 農村への 呼び込み	農業・ 農村への 定着	経営参画 経営発展	地域の方針策定 への参画
全国 事業	社会 参画 の 推進	地域組織の意思決定層の 意識啓発・コミットメント強化 農業リーダーズサミットの開催・男性管理職向け研修			
		ジェンダーギャップ解消 専門家伴走による地域の女性参画・登用拡大のための事業			
		女性活躍の理解促進 地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及			
	環境 整備	女性の就業環境改善・活躍促進 女性が働きやすい環境整備（男女別トイレ、更衣室、託児スペース、アシストスーツ等の確保）、女性正社員の確保・継続雇用の促進、全国女性リーダー研修の開催等			
地域 事業	社会 参画 の 推進	地域の女性農業者グループの活動推進 女性グループの事業活動や研修会の開催等		リーダー育成 地域の実情に応じた女性リーダー育成研修の実施	
		女性活躍の理解促進 女性活躍の意義、女性活躍の事例等について研修会等を通じ周知			
	環境 整備	女性が働きやすい環境の整備 女性農業者の育児と農作業のサポート活動、家族経営協定の締結に向けた相談会の開催、女性の継続雇用促進のための研修会の開催等			

<対策のポイント>
新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設等の取得、営農資金（資材等）を支援します。

<事業目標>
農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェア（全産業並に引き上げ〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

新たに農業経営を営もうとする青年等※¹に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期・無利子で貸付ける青年等就農資金により支援します。

※1 青年（45歳未満）、効率のかつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。（農業経営を開始してから5年以内のものを含み、認定農業者を除く。）

(1) 貸付対象者：新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けたもの（認定新規就農者）

(2) 資金使途：機械、施設等の取得、営農資金（資材等）、農地等の賃借等※²

※2 農地等の取得は除く

(3) 貸付限度額：3,700万円（特認限度額 1 億円）

(4) 貸付利率：法定無利子

(5) 償還期限：17年以内（うち据置期間 5 年以内）

(6) 担保・保証人：融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要

(7) 貸付主体：株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

(8) 融資枠：180（180）億円
（うち、沖縄振興開発金融公庫は融資枠 2.2（2.2）億円）

[予算事業]

1. 青年等就農資金利子補給金 1,098（804）百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を法定無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

2. 青年等就農資金円滑化業務出資金 64（64）百万円

○ 新たに農業経営を営もうとする認定新規就農者に対し、株式会社日本政策金融公庫が青年等就農資金を実質無担保・無保証人で融通できるよう、所要額を出資金として交付します。

<事業イメージ>

国

出資金

利子補給金

株式会社日本政策金融公庫
（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。農協等民間金融機関による転貸も可能）

青年等就農資金の融通

認定新規就農者

新規就農者の就農・定着を促進

[お問い合わせ先] 経営局就農・女性課（03-3502-6469）

スーパー L 資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

令和 9 年度予算概算要求額 3,455百万円（前年度3,419百万円）の内数

<対策のポイント>

地域計画に位置付けられた認定農業者等を支援するため、スーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の金利負担を軽減します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対策の内容

地域計画に位置付けられた認定農業者等を支援するため、スーパー L 資金及び農業近代化資金について、貸付当初 5 年間の金利負担を軽減（最大 2 %）します。

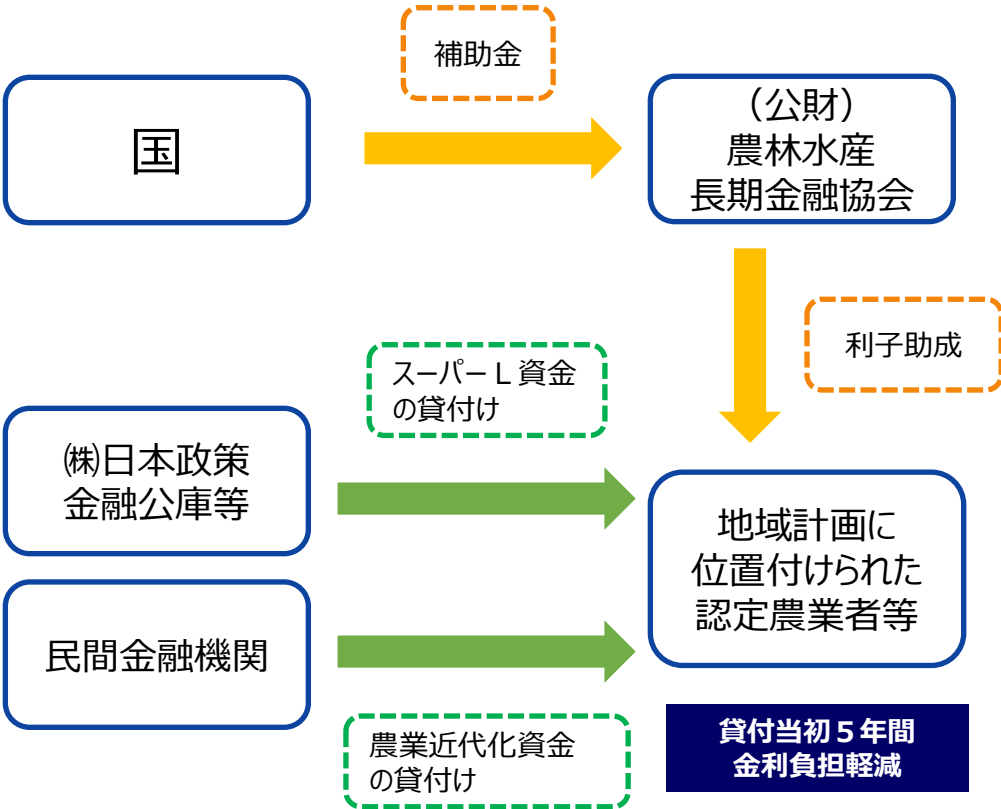
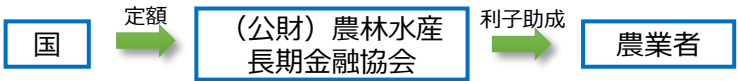
2. 対象資金

スーパー L 資金、農業近代化資金

<取扱融資機関>

(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）
民間金融機関

<事業の流れ>



被災農業者等への金利負担軽減措置

令和9年度予算概算要求額 3,455百万円（前年度3,419百万円）の内数

＜対策のポイント＞

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

＜事業目標＞

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1. 対策の内容

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう、**貸付当初5年間の金利負担を軽減**（最大2%）します。

2. 対象資金

- ・農林漁業セーフティネット資金

・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

・経営体育成強化資金

・農林漁業施設資金
- ・農業基盤整備資金

・農林漁業経営資本強化資金

・農業近代化資金

・農業経営負担軽減支援資金

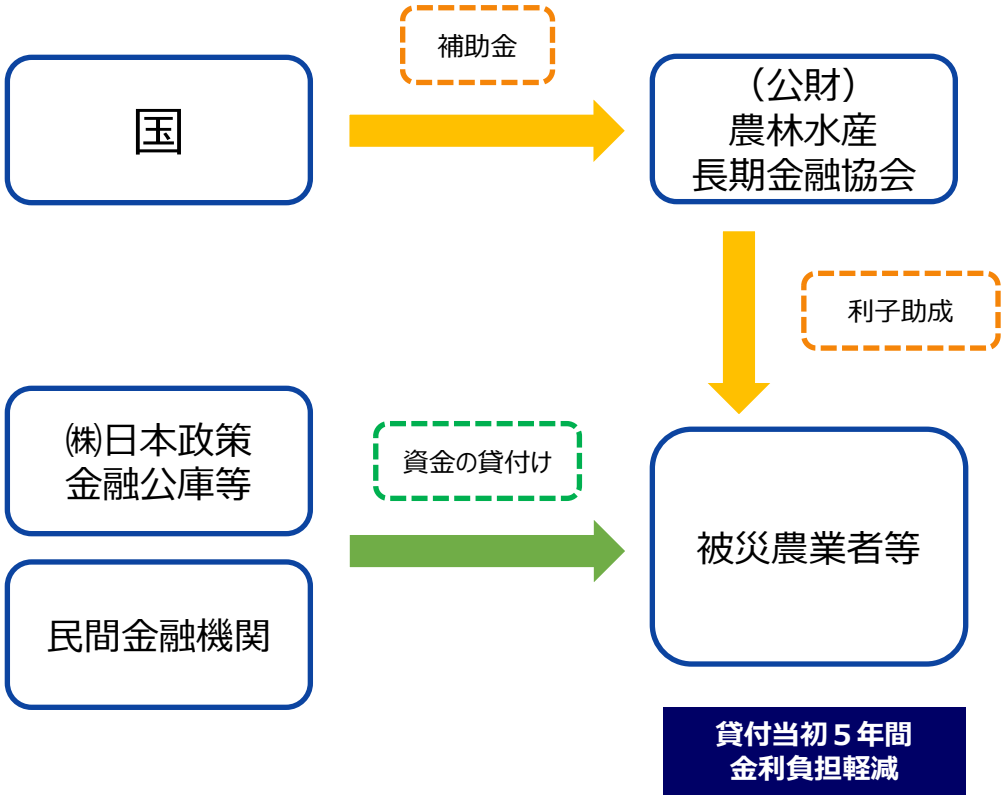
＜取扱融資機関＞

- ・(株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）
- ・民間金融機関

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



スーパーS資金の金利負担軽減措置（農業経営改善利子補給金交付事業）

令和9年度予算概算要求額 55百万円（前年度 18百万円）

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、農業信用基金協会が貸付原資として借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 対策の内容

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者が必要とする短期運転資金を低利で融通するため、都道府県農業信用基金協会がスーパーS資金の融通を行う融資機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付します。

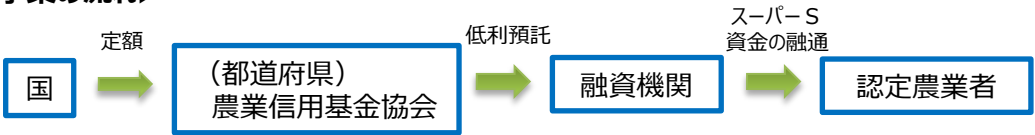
2. 対象資金等

- ① 対象資金：スーパーS資金
- ② 資金使途：農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
- ③ 極度額等の上限：個人：500万円、法人：2,000万円

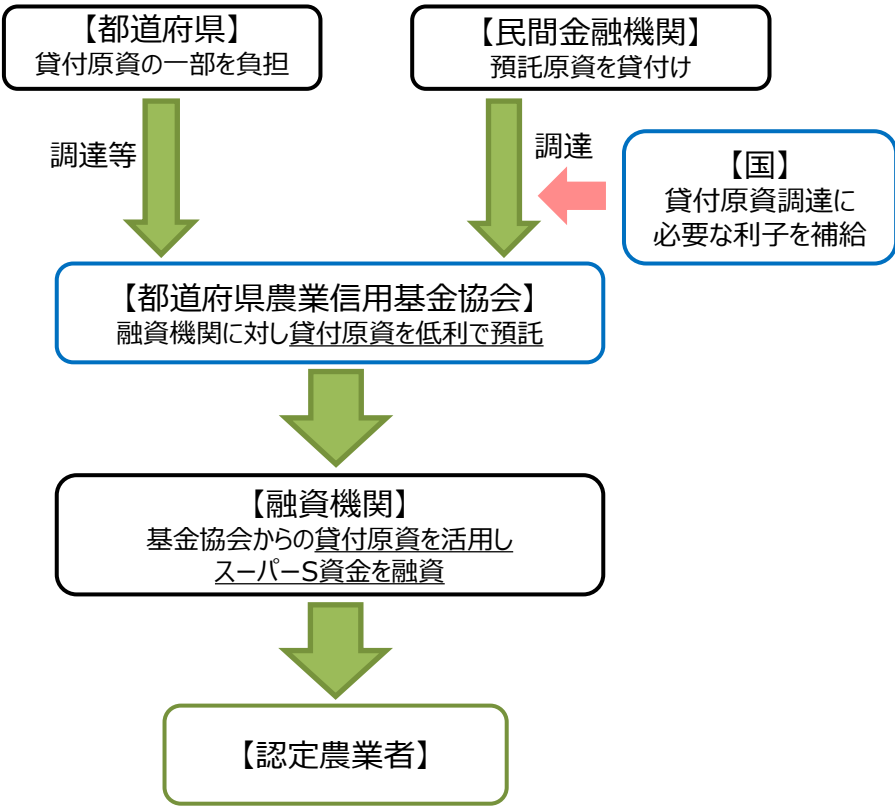
<取扱金融機関>

農協、信連、銀行、信用金庫、信用組合

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

農業者が借り入れる農業近代化資金等について、保証料負担の軽減や無担保無保証人等での債務保証の引受けを行い、その融通を円滑化します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 農業信用保証保険基盤強化事業

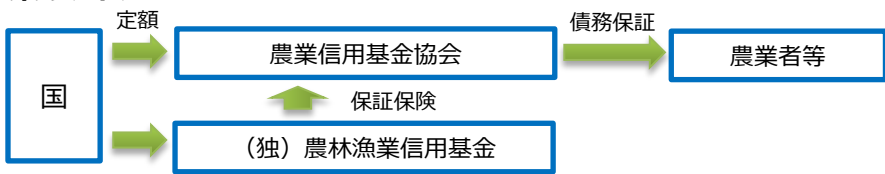
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、

- ① 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付します。
- ② 農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料を軽減するための補助金等を交付します。

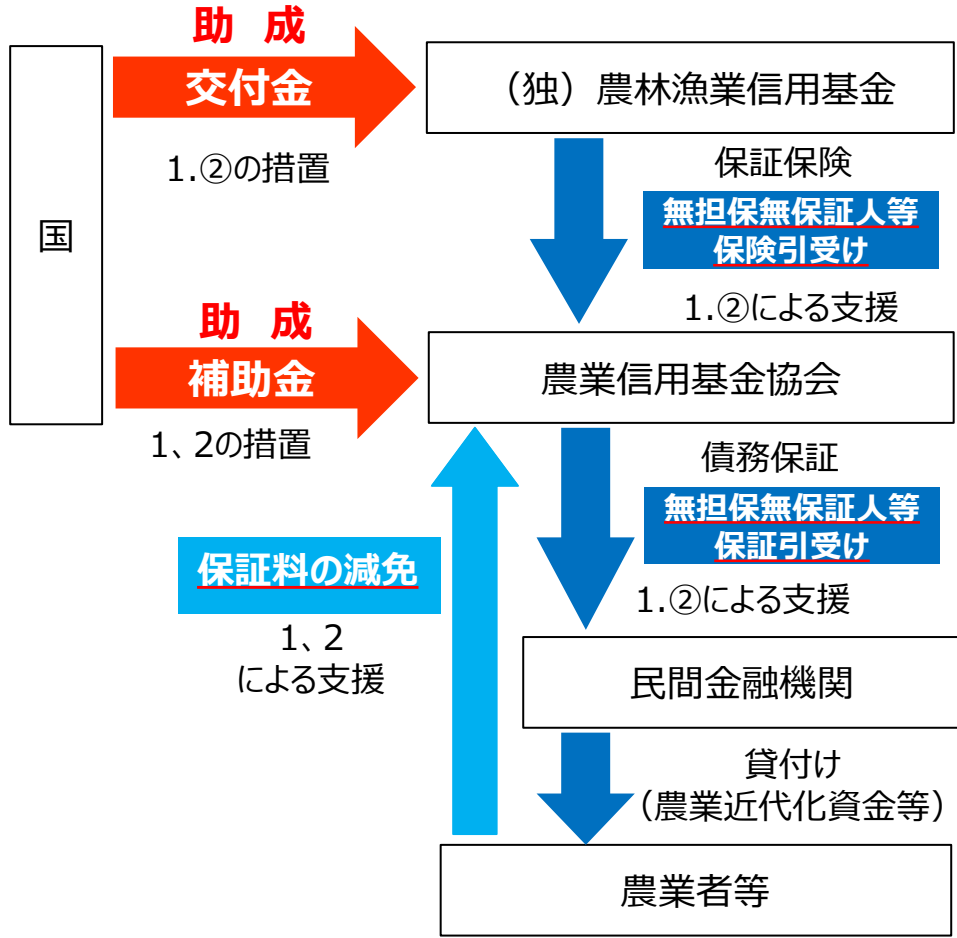
2. 農業近代化資金保証料助成金交付事業

地域計画に位置付けられた等の認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

収益性の低い農林水産業者等の資金繰りを支援する観点から、株式会社日本政策金融公庫に対し補給金を交付することにより、政策と一体となった長期・低利資金等の融通による意欲ある農林水産業者等の育成・確保等の実現を図ります。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 農林水産業者向け業務補給金 19,517百万円（前年度16,775百万円）

意欲ある農林水産業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が長期・低利の資金融通を行うために必要な業務補給金を、株式会社日本政策金融公庫に交付します。

2. 農業改良資金利子補給金 191百万円（前年度76百万円）

生産・加工・販売分野におけるチャレンジ性のある取組を行う一定の農業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業改良資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

3. 担い手育成農地集積資金利子補給金 1,355百万円（前年度825百万円）

農業生産基盤の整備等に関する事業を契機として、農用地の利用集積に取り組む地域に対し、株式会社日本政策金融公庫が当該事業に係る農家負担分を無利子で融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

4. 青年等就農資金利子補給金 1,098百万円（前年度804百万円）

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、株式会社日本政策金融公庫が農業経営を開始するために必要な資金（法定無利子）を融通した場合に、所要額を利子補給金として交付します。

<事業の流れ>

国

定額

株式会社
日本政策金融公庫

長期・低利
資金等の
融通

農林水産業者等

<事業イメージ>

国

業務補給金

利子補給金

株式会社日本政策金融公庫

長期・低利資金等の融通

農林水産業者等

意欲ある農林水産業者等の育成・確保

収入保険制度の実施

令和9年度予算概算要求額（所要額） 53,178百万円（前年度 32,744百万円）

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1か月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料国庫負担金

（所要額） 21,549百万円（前年度19,048百万円）

保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

2. 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金

28,346百万円（前年度10,600百万円）

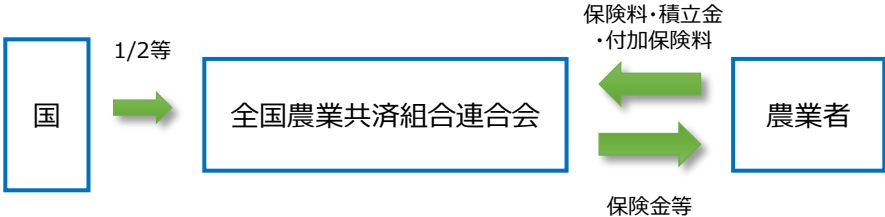
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

3. 農業経営収入保険事業事務費負担金

3,283百万円（前年度 3,096百万円）

全国農業共済組合連合会（全国連合会）が実施する収入保険制度に関する事務と普及に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

<事業の流れ>

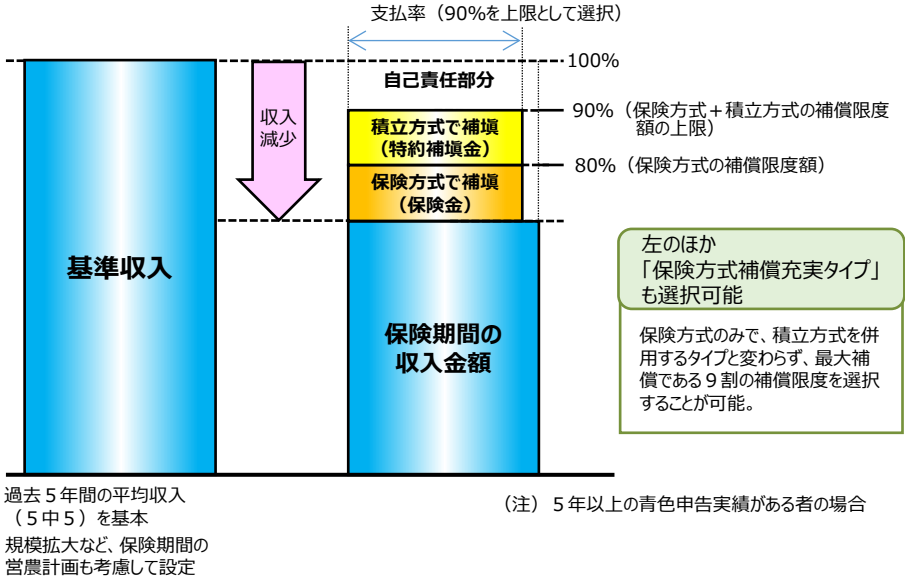


<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

- 具体的には、
- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
 - ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



農業共済事業の実施

令和9年度予算概算要求額（所要額）80,813百万円（前年度 79,312百万円）

<対策のポイント>

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

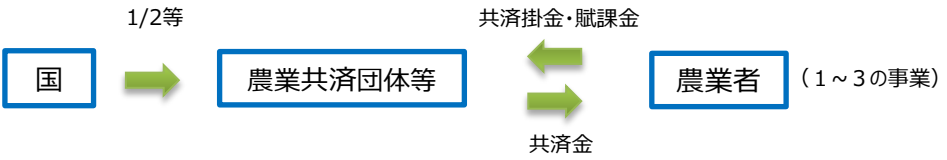
<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 共済金の支払に係る事務を標準処理期間内（30日）に処理した割合（目標：100%）

<事業の内容>

- 1. 共済掛金国庫負担金**（所要額）46,613百万円（前年度 45,214百万円）
農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国が負担します。
- 2. 農業共済事業事務費負担金** 33,750百万円（前年度 33,648百万円）
農業共済事業の実務を担う農業共済団体の事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を国が負担します。
- 3. 家畜共済損害防止事業交付金** 450百万円（前年度 450百万円）
農業共済組合連合会及び特定組合に対し、農林水産大臣が指定した疾病について計画的かつ組織的な検査指導、組合員研修等の損害防止事業の実施に要する経費の一部を交付します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払います。

共済事業の種類と対象品目等

共済事業	対象品目等
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パイナップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）

対象事故

- 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害、鳥獣害 等
- 【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

損害防止

農業共済団体が被害低減のための損害防止事業を実施
家畜共済の対象疾病：呼吸器疾患、周産期疾患、新生子疾患、乳房炎 等

【お問い合わせ先】（1の事業） 経営局保険課 （03-6744-2175）
（2、3の事業） 経営局保険監理官 （03-3502-7380）

＜対策のポイント＞

被災12市町村の営農再開の加速化、広域的な産地形成及び福島県産農林水産物のブランド化など復興に関わる様々なハード・ソフト事業を統合し、福島県が一体的・機動的に幅広く実施・支援するために、福島県が設置した基金に対して一括交付します。

＜政策目標＞

被災12市町村において、令和12年度末までに営農可能な農地の75%を再開、農業生産額を事故前の75%に回復

＜事業の全体像＞

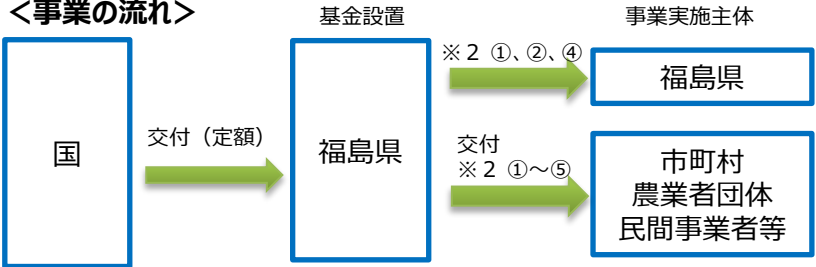
被災12市町村では、避難指示解除の遅かった地域での営農再開の加速化に加え、担い手の確保や生産性の高い経営の確立、持続的な収益力の高い広域的な産地の形成等の取組をこれまで以上に推進し、福島全体の確かな復興につなげていくことが必要です。

このため、農地の大区画化や施設整備、営農再開から農地の集積・集約化、産地競争力の強化、福島県産農林水産物のブランド化などの復興に関わる様々なハード・ソフト事業を、福島県が自主的・主体的に地域の実情に応じて幅広く一体的・機動的に実施できるよう、福島県が設置した基金に対して一括交付します。

- ① 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
- ② 農山漁村地域復興基盤総合整備事業※ 1
- ③ 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）※ 1
- ④ 福島県農林水産業復興創生事業
- ⑤ 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業

※ 1 福島再生加速化交付金より移管

＜事業の流れ＞



- ※ 2 ① 定額、3/4（県、市町村、農業者団体、民間事業者）
- ② 定額、3/4（県、市町村）
- ③ 3/4（市町村）、27/40（市町村以外）
- ④ 定額等（県、市町村、農業者団体等）
- ⑤ 定額（農地中間管理機構、市町村）

被災12市町村の復興に係るハード・ソフト事業

① 福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業
営農再開に向けた条件整備、営農再開に必要な農業用機械の導入、高付加価値産地の形成に必要な拠点施設等の整備、農業用機械の導入等を支援

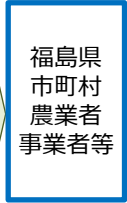
② 農山漁村地域復興基盤総合整備事業
営農再開に必要な農地・農業用施設等の農業生産基盤の整備、農林水産業の再開に資する生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の整備を総合的に支援

③ 被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保、早期の営農再開及び広域的な産地の形成に向けた農業用施設等の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援

④ 福島県農林水産業復興創生事業
生産・流通段階での産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進、第三者認証GAPの取得等、生産から流通に至るまで総合的に支援

⑤ 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業
地域計画に基づき、農地の貸借を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付

福島県が基金を通じて一体的・機動的に幅広く実施



営農再開の加速化、広域的な産地形成推進強化による
福島全体の確かな復興

福島県農業復興創生総合交付金のうち
被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）

令和9年度予算概算要求額 37,263百万円の内数

<対策のポイント>

被災12市町村における、地域の意欲ある経営体の育成・確保、早期の営農再開及び広域的な産地形成に向け、農業用施設等の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援します。

<事業目標>

被災12市町村において、営農可能な農地の75%を再開、農業生産額を震災前の75%に回復。[令和12年度まで]

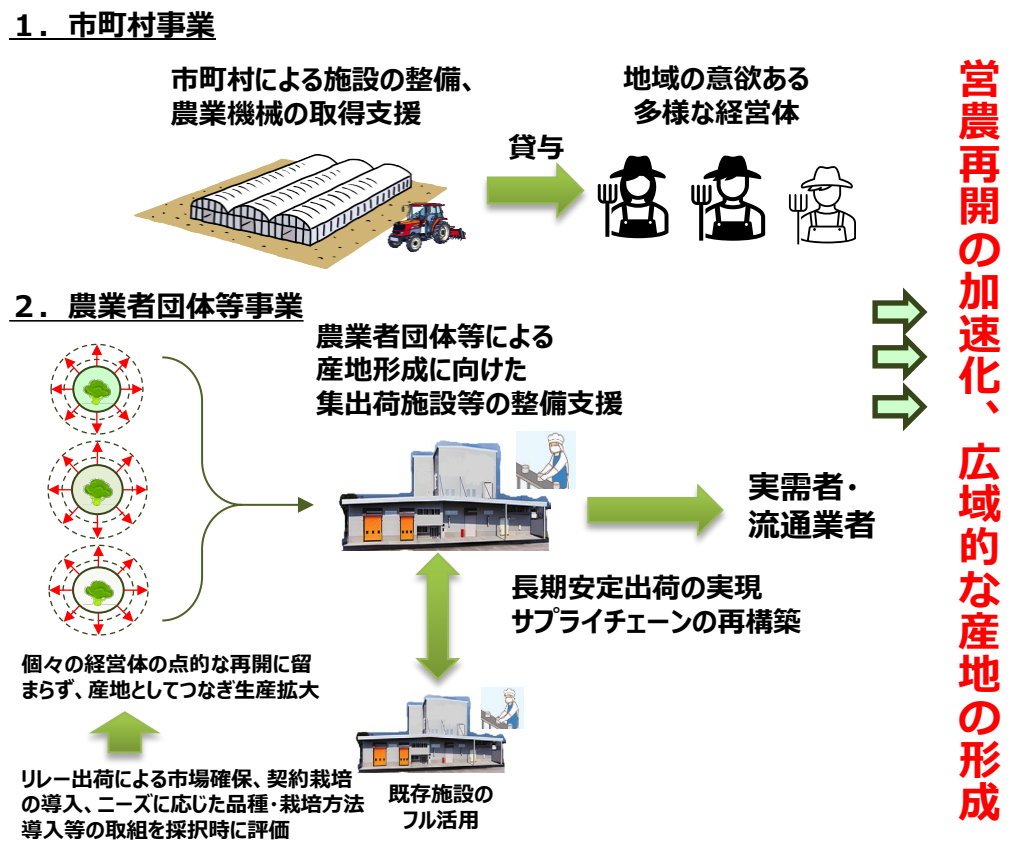
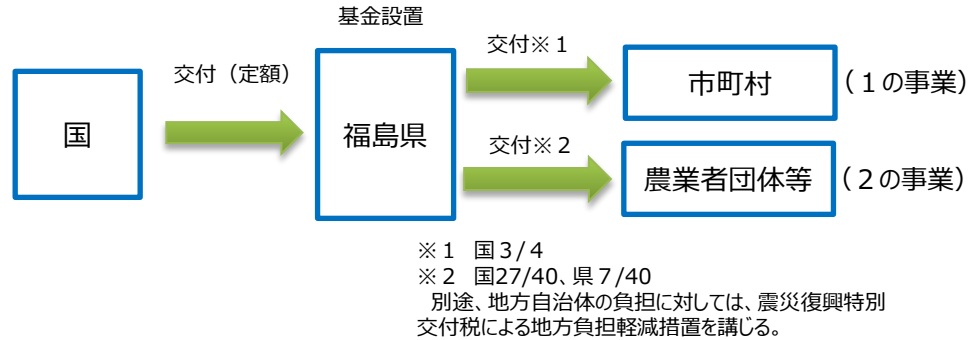
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 市町村事業
地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保に向け、これら担い手に貸与する施設等の市町村による整備等に対して支援します。

2. 農業者団体等事業
市町村を越えた広域的な産地形成に向けた農業者団体等による共同利用施設の整備等に対して支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】	(1の事業のうち卸売市場施設分を除く。)	経営局経営政策課	(03-6744-2148)
	(1の事業のうち卸売市場施設分)	大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	(03-6744-2059)
	(2の事業)	大臣官房地方課	(03-3502-6442)

<対策のポイント>
原子力災害被災12市町村において、新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題となっている状況を踏まえ、地域計画に基づき、地域の意向に沿った農地の貸借を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付します。

<政策目標>
原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（1.1万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業
原子力災害被災12市町村における農地集積・集約化を推進する農地バンクの取組に必要な農地相談員（現地コーディネーター）の設置を支援します。

2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業
原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いにより、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。

<事業イメージ>

農地中間管理機構（農地バンク）
農地バンクは、市町村が作成した地域計画に基づき、農地の出し手から農地を借受け、必要に応じて基盤整備等を行い、受け手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付け

出し手 → 借受け → 受け手 → 貸付け

<農地の集積・集約化（イメージ）>
地域内の分散・錯綜した農地利用

営農再開の加速化
農地の集積・集約化でコスト削減

<主な事業の流れ>

原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】
・ 地域内の農地面積の一定割合以上を農地バンクに貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付（1.9万円/10a～3.7万円/10a）。

【経営転換協力金】
・ 令和9年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課 （03-6744-2151）

<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<事業目標>

被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

<事業の内容>

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 216（271）百万円

被災農業者等が(株)日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、**金利負担を軽減します（最長18年間）**。

2. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業 2（2）百万円

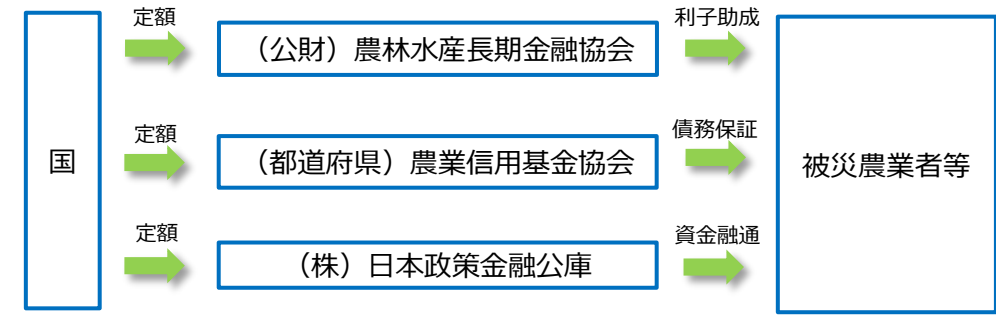
復旧・復興のための取組に必要な資金を借り入れる被災農業者等に対して農業信用基金協会が**債務保証をする際の、保証料の引下げ（免除）**に必要な資金を交付します。

3. 株式会社日本政策金融公庫補給金 1（1）百万円

被災農業者等に法定無利子資金*を融通した(株)日本政策金融公庫に対し、利子補給金を交付します。

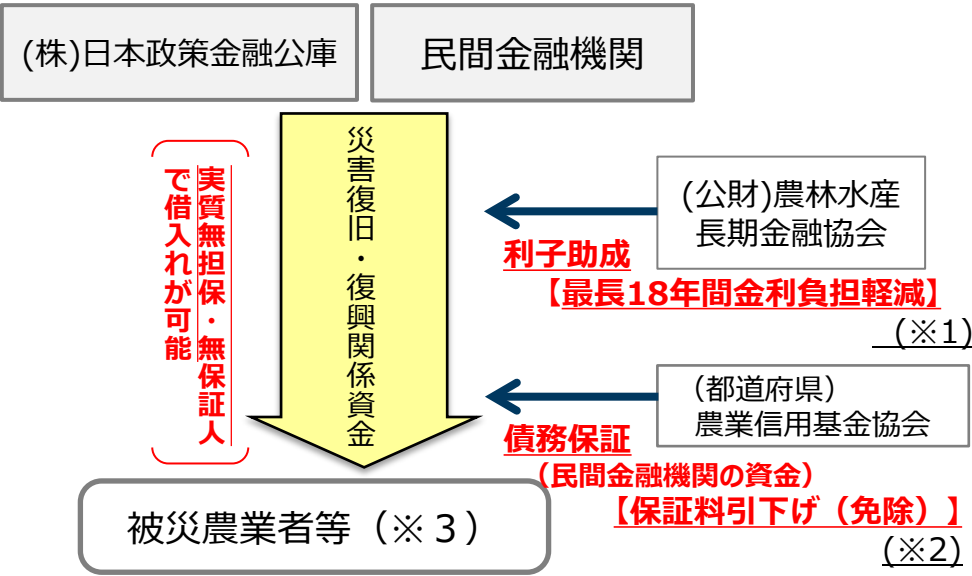
*担い手育成農地集積資金、農業改良資金

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【資金借入れの流れ】



- (※1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
- (※2) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業
- (※3) 原子力災害被災12市町村の者に限る。

農業機械・施設等の再建、営農再開に向けた支援（令和 6 年能登半島地震支援）

令和 9 年度予算概算要求額 1,875百万円（前年度 3,073百万円）

<対策のポイント>

令和 6 年能登半島地震により被災した農業用機械・施設等の再建・修繕等を支援します。

<事業目標>

令和 6 年能登半島地震により被災した農業者の営農再開

<事業の内容>

令和 6 年能登半島地震により被災した農業用機械・施設の再建・修繕等を支援します。

<事業イメージ>

助成対象者

被災した農業者

助成内容

農業用機械、農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕等

補助率

農業用機械、畜舎等の再建・修繕等 1 / 2 以内
農業用ハウスの再建・修繕等 1 / 2 以内
(園芸施設共済の国庫負担分との合計。共済非加入者は最大3/10)

[農業用機械の再取得]



<事業の流れ>

国

交付（定額）

都道府県

1/2以内、3/10以内

市町村

1/2以内、3/10以内

農業者等